2013年12月

発行登録追補目論見書
（無登録格付に関する説明書を含む）

BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
（BNPパリバ銀行）

ビー・エヌ・ピー・パリバ　2016年12月20日満期
ブラジル・レアル建社債（円貨決済型）

― 売 出 人 ―

楽天証券株式会社

ビー・エヌ・ピー・パリバ　2016年12月20日満期　ブラジル・レアル建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）の元本および利息は円貨で支払われますが、当該円貨額は当該支払前に決定されるレアル／円為替参照レートによってレアル額を換算したものとなりますので、日本円とブラジル・レアルの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

以下に、各格付会社ごとに詳細を記載しておりますので、ご確認ください。

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 ： ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 ： ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第２号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

スタンダード＆プアーズ レーティングズ・サービシズ

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 ： スタンダード＆プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 ： スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第５号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

フィッチ・レーティングス

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 ： フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 ： フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第７号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.fitchratings.co.jp）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成24年9月28日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは各格付会社のホームページをご覧ください。本説明書の内容についてご不明の点等については、当社担当者までお問い合わせください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	24－外 26－151
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 25 年 11 月 29 日
【会社名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ (BNP PARIBAS)
【代表者の役職氏名】	最高財務責任者 (Chief Financial Officer) ラルス・マシュニル (Lars Machenil) 投資家向け広報および財務情報の責任者 (Head of Investor Relations and Financial Information) ステファン・ドゥ・マルニャック (Stéphane de Marnhac) BNPパリバ証券株式会社 代表取締役CEO (CEO and Representative Director of BNP Paribas Securities (Japan) Limited) フィリップ・アヴリル (Philippe Avril)
【本店の所在の場所】	フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地 (16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　柴 田　弘 典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号　赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1182
【事務連絡者氏名】	弁護士　舩 越　輝
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号　赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1197
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【今回の売出金額】	4,850,000 ブラジル・レアル（邦貨換算額 214,903,500 円） （ただし、邦貨換算額は、1 ブラジル・レアル＝44.31 円（2013 年 11 月 27 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成 24 年 8 月 16 日
効力発生日	平成 24 年 8 月 24 日
有効期限	平成 26 年 8 月 23 日
発行登録番号	24－外 26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　5,000 億円

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
24－外 26－1	平成 24 年 8 月 31 日	648,900,000 円	該当事項なし	
24－外 26－2	平成 24 年 8 月 31 日	5,886,650,000 円	該当事項なし	
24－外 26－3	平成 24 年 9 月 5 日	483,840,000 円	該当事項なし	
24－外 26－4	平成 24 年 9 月 5 日	304,360,000 円	該当事項なし	
24－外 26－5	平成 24 年 9 月 20 日	202,180,000 円	該当事項なし	
24－外 26－6	平成 24 年 9 月 20 日	738,311,250 円	該当事項なし	
24－外 26－7	平成 24 年 9 月 21 日	400,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－8	平成 24 年 9 月 21 日	240,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－9	平成 24 年 9 月 25 日	156,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－10	平成 24 年 9 月 28 日	440,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－11	平成 24 年 9 月 28 日	392,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－12	平成 24 年 9 月 28 日	1,371,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－13	平成 24 年 9 月 28 日	510,770,000 円	該当事項なし	
24－外 26－14	平成 24 年 10 月 1 日	4,120,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－15	平成 24 年 10 月 3 日	182,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－16	平成 24 年 10 月 4 日	937,440,000 円	該当事項なし	
24－外 26－17	平成 24 年 10 月 10 日	1,542,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－18	平成 24 年 10 月 12 日	321,650,000 円	該当事項なし	
24－外 26－19	平成 24 年 10 月 15 日	809,558,750 円	該当事項なし	
24－外 26－20	平成 24 年 10 月 16 日	100,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－21	平成 24 年 10 月 19 日	205,600,000 円	該当事項なし	
24－外 26－22	平成 24 年 10 月 19 日	1,000,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－23	平成 24 年 11 月 15 日	150,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－24	平成 24 年 11 月 16 日	231,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－25	平成 24 年 11 月 30 日	549,450,000 円	該当事項なし	
24－外 26－26	平成 24 年 12 月 3 日	1,155,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－27	平成 24 年 12 月 3 日	430,500,000 円	該当事項なし	
24－外 26－28	平成 24 年 12 月 5 日	1,656,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－29	平成 24 年 12 月 7 日	300,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－30	平成 24 年 12 月 7 日	684,664,200 円	該当事項なし	

24－外 26－31	平成 24 年 12 月 10 日	299,460,000 円	該当事項なし
24－外 26－32	平成 24 年 12 月 13 日	700,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－33	平成 24 年 12 月 20 日	510,946,826 円	該当事項なし
24－外 26－34	平成 24 年 12 月 20 日	600,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－35	平成 24 年 12 月 25 日	677,245,120 円	該当事項なし
24－外 26－36	平成 24 年 12 月 28 日	1,053,990,000 円	該当事項なし
24－外 26－37	平成 24 年 12 月 28 日	4,839,680,000 円	該当事項なし
24－外 26－38	平成 24 年 12 月 28 日	322,620,000 円	該当事項なし
24－外 26－39	平成 25 年 1 月 8 日	4,800,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－40	平成 25 年 1 月 8 日	2,855,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－41	平成 25 年 1 月 8 日	200,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－42	平成 25 年 1 月 8 日	563,400,000 円	該当事項なし
24－外 26－43	平成 25 年 1 月 11 日	331,200,000 円	該当事項なし
24－外 26－44	平成 25 年 1 月 15 日	1,605,800,000 円	該当事項なし
24－外 26－45	平成 25 年 1 月 18 日	310,920,000 円	該当事項なし
24－外 26－46	平成 25 年 1 月 22 日	302,271,000 円	該当事項なし
24－外 26－47	平成 25 年 1 月 23 日	700,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－48	平成 25 年 1 月 31 日	1,727,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－49	平成 25 年 1 月 31 日	728,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－50	平成 25 年 1 月 31 日	365,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－51	平成 25 年 2 月 21 日	900,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－52	平成 25 年 2 月 22 日	690,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－53	平成 25 年 2 月 22 日	380,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－54	平成 25 年 3 月 29 日	820,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－55	平成 25 年 3 月 29 日	1,146,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－56	平成 25 年 3 月 29 日	864,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－57	平成 25 年 3 月 29 日	277,574,000 円	該当事項なし
24－外 26－58	平成 25 年 3 月 29 日	1,914,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－59	平成 25 年 4 月 1 日	542,300,000 円	該当事項なし
24－外 26－60	平成 25 年 4 月 4 日	527,506,800 円	該当事項なし
24－外 26－61	平成 25 年 4 月 4 日	399,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－62	平成 25 年 4 月 8 日	982,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－63	平成 25 年 4 月 10 日	804,540,000 円	該当事項なし

24－外 26－64	平成 25 年 4 月 10 日	327,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－65	平成 25 年 4 月 10 日	506,750,000 円	該当事項なし
24－外 26－66	平成 25 年 4 月 12 日	1,040,060,000 円	該当事項なし
24－外 26－67	平成 25 年 4 月 12 日	814,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－68	平成 25 年 4 月 17 日	641,847,360 円	該当事項なし
24－外 26－69	平成 25 年 4 月 17 日	2,600,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－70	平成 25 年 4 月 17 日	253,849,600 円	該当事項なし
24－外 26－71	平成 25 年 4 月 19 日	290,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－72	平成 25 年 4 月 19 日	480,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－73	平成 25 年 5 月 10 日	1,040,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－74	平成 25 年 5 月 10 日	135,200,000 円	該当事項なし
24－外 26－75	平成 25 年 5 月 10 日	284,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－76	平成 25 年 5 月 10 日	296,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－77	平成 25 年 5 月 10 日	966,400,000 円	該当事項なし
24－外 26－78	平成 25 年 5 月 10 日	1,696,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－79	平成 25 年 5 月 17 日	2,100,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－80	平成 25 年 5 月 17 日	820,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－81	平成 25 年 5 月 17 日	1,100,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－82	平成 25 年 5 月 17 日	3,100,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－83	平成 25 年 5 月 17 日	920,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－84	平成 25 年 5 月 21 日	534,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－85	平成 25 年 6 月 12 日	447,900,000 円	該当事項なし
24－外 26－86	平成 25 年 6 月 12 日	464,400,000 円	該当事項なし
24－外 26－87	平成 25 年 6 月 12 日	1,935,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－88	平成 25 年 6 月 12 日	1,590,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－89	平成 25 年 6 月 13 日	1,100,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－90	平成 25 年 6 月 14 日	310,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－91	平成 25 年 6 月 14 日	700,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－92	平成 25 年 6 月 20 日	161,200,000 円	該当事項なし
24－外 26－93	平成 25 年 6 月 20 日	800,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－94	平成 25 年 6 月 24 日	155,190,000 円	該当事項なし
24－外 26－95	平成 25 年 6 月 24 日	315,200,000 円	該当事項なし
24－外 26－96	平成 25 年 6 月 24 日	308,400,000 円	該当事項なし

24－外 26－97	平成 25 年 6 月 25 日	655,350,000 円	該当事項なし
24－外 26－98	平成 25 年 6 月 25 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－99	平成 25 年 6 月 26 日	4,620,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－100	平成 25 年 6 月 26 日	307,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－101	平成 25 年 6 月 26 日	295,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－102	平成 25 年 6 月 27 日	297,825,000 円	該当事項なし
24－外 26－103	平成 25 年 6 月 28 日	2,178,400,000 円	該当事項なし
24－外 26－104	平成 25 年 6 月 28 日	692,100,000 円	該当事項なし
24－外 26－105	平成 25 年 6 月 28 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－106	平成 25 年 7 月 3 日	500,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－107	平成 25 年 7 月 10 日	300,930,000 円	該当事項なし
24－外 26－108	平成 25 年 8 月 7 日	610,880,000 円	該当事項なし
24－外 26－109	平成 25 年 8 月 7 日	455,400,000 円	該当事項なし
24－外 26－110	平成 25 年 8 月 7 日	1,771,200,000 円	該当事項なし
24－外 26－111	平成 25 年 8 月 7 日	469,260,000 円	該当事項なし
24－外 26－112	平成 25 年 8 月 7 日	581,985,000 円	該当事項なし
24－外 26－113	平成 25 年 8 月 7 日	391,600,000 円	該当事項なし
24－外 26－114	平成 25 年 8 月 14 日	210,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－115	平成 25 年 8 月 16 日	930,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－116	平成 25 年 8 月 16 日	700,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－117	平成 25 年 8 月 19 日	314,920,000 円	該当事項なし
24－外 26－118	平成 25 年 8 月 23 日	614,400,000 円	該当事項なし
24－外 26－119	平成 25 年 8 月 29 日	515,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－120	平成 25 年 9 月 6 日	302,800,000 円	該当事項なし
24－外 26－121	平成 25 年 9 月 6 日	1,504,300,000 円	該当事項なし
24－外 26－122	平成 25 年 9 月 10 日	297,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－123	平成 25 年 9 月 11 日	500,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－124	平成 25 年 9 月 13 日	2,043,900,000 円	該当事項なし
24－外 26－125	平成 25 年 9 月 13 日	800,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－126	平成 25 年 9 月 18 日	329,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－127	平成 25 年 10 月 1 日	1,892,500,000 円	該当事項なし
24－外 26－128	平成 25 年 10 月 1 日	538,680,000 円	該当事項なし
24－外 26－129	平成 25 年 10 月 2 日	297,600,000 円	該当事項なし

24－外 26－130	平成 25 年 10 月 4 日	1,182,720,000 円	該当事項なし	
24－外 26－131	平成 25 年 10 月 8 日	417,477,000 円	該当事項なし	
24－外 26－132	平成 25 年 10 月 8 日	250,800,000 円	該当事項なし	
24－外 26－133	平成 25 年 10 月 10 日	554,800,000 円	該当事項なし	
24－外 26－134	平成 25 年 10 月 10 日	1,550,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－135	平成 25 年 10 月 11 日	500,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－136	平成 25 年 11 月 8 日	9,000,000 ブラジル・レアル (389,880,000 円) (注 1)	該当事項なし	
24－外 26－137	平成 25 年 11 月 8 日	11,000,000 ブラジル・レアル (476,520,000 円) (注 2)	該当事項なし	
24－外 26－138	平成 25 年 11 月 11 日	20,000,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－139	平成 25 年 11 月 12 日	1,048,950,000 円	該当事項なし	
24－外 26－140	平成 25 年 11 月 13 日	11,000,000 ブラジル・レアル (472,010,000 円) (注 3)	該当事項なし	
24－外 26－141	平成 25 年 11 月 15 日	19,200,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－142	平成 25 年 11 月 15 日	4,500,000 トルコ・リラ (218,520,000 円) (注 4)	該当事項なし	
24－外 26－143	平成 25 年 11 月 15 日	20,000,000 南アフリカ・ランド (192,400,000 円) (注 5)	該当事項なし	
24－外 26－144	平成 25 年 11 月 18 日	970,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－145	平成 25 年 11 月 21 日	7,000,000 ブラジル・レアル (309,120,000 円) (注 6)	該当事項なし	
24－外 26－146	平成 25 年 11 月 21 日	20,000,000 メキシコ・ペソ (155,000,000 円) (注 7)	該当事項なし	
24－外 26－147	平成 25 年 11 月 21 日	11,000,000 ブラジル・レアル (485,760,000 円) (注 8)	該当事項なし	
24－外 26－148	平成 25 年 11 月 22 日	500,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－149	平成 25 年 11 月 29 日	700,000,000 円	該当事項なし	
24－外 26－150	平成 25 年 11 月 29 日	1,385,000,000 円	該当事項なし	
実績合計額		166,996,711,906 円	減額総額	0 円

（注１）本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 12 月 3 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013 年 11 月 6 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル＝43.32 円の換算レートで換算されている。

（注２）本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 11 月 29 日に行われる予定だが、邦貨換算額の算出のための換算レートはまだ入手できない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013 年 11 月 6 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル＝43.32 円の換算レートで換算されている。

（注３）本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 12 月 13 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013 年 11 月 11 日現在の PTAX レート終値としてブラジ

ル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数1ブラジル・レアル＝42.91円の換算レートで換算されている。

（注４）本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年12月13日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が発表した2013年11月13日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1トルコ・リラ＝48.56円の換算レートで換算されている。

（注５）本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年12月13日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が発表した2013年11月13日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1南アフリカ・ランド＝9.62円の換算レートで換算されている。

（注６）本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年12月13日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013年11月19日現在のPTAXレート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数1ブラジル・レアル＝44.16円の換算レートで換算されている。

（注７）本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年12月20日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が発表した2013年11月19日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1メキシコ・ペソ＝7.75円の換算レートで換算されている。

（注８）本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年12月20日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013年11月19日現在のPTAXレート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数1ブラジル・レアル＝44.16円の換算レートで換算されている。

【残額】　333,003,288,094円
（発行予定額－実績合計額－減額総額）

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】　該当事項なし。
（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】　該当事項なし。

【縦覧に供する場所】　ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ　ノースタワー

目　　次

頁

第一部【証券情報】 …… 1

第１【募集要項】 …… 1

第２【売出要項】 …… 1

１【売出有価証券】 …… 1

２【売出しの条件】 …… 3

３【売出社債に関するその他の条件等】 …… 3

第３【第三者割当の場合の特記事項】 …… 20

第二部【公開買付けに関する情報】 …… 20

第三部【参照情報】 …… 21

第１【参照書類】 …… 21

第２【参照書類の補完情報】 …… 21

第３【参照書類を縦覧に供している場所】 …… 21

第四部【保証会社等の情報】 …… 22

発行登録書の提出者が金融商品取引法第５条第４項

各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 …… 23

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類

－　2013 年度第３四半期決算報告書 …… 24

－　ベルギー政府と BNP パリバの共同プレスリリース …… 49

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移 …… 50

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

該当事項なし。

第２【売出要項】

１【売出有価証券】

(1) 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘　柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ　2016 年 12 月 20 日満期 ブラジル・レアル建社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注 1）		
売出券面額の総額または売出振替社債の総額	4,850,000 ブラジル・レアル （注 2）	売出価額の総額	4,850,000 ブラジル・レアル （注 2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000 ブラジル・レアル
償還期限	2016 年 12 月 20 日（ロンドン時間）（注 3）		
利　率	額面金額に対して　年 8.50%（注 4）		
売出しに係る社債の所有者の住所および氏名または名称	株式会社だいこう証券ビジネス　　東京都中央区日本橋兜町 13 番 1 号 楽天証券株式会社　　東京都品川区東品川四丁目 12 番 3 号 （以下それぞれ「売出人」という。）		
摘　要	ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズより「A+」、フィッチ・レーティングスより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

（注１）本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 5 に記載の代理人契約に基づき、2013 年 12 月 27 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

（注２）ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、4,850,000 ブラジル・レアルである。本社債の満期償還は、額面金額である 10,000 ブラジル・レアルをレアル／円為替参照レート（下記「3 売出社債に関するその他の条件等」に定義される。）で換算した円貨額によりなされる。本書において、「ブラジル・レアル」および「レアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・レアルをいう。

（注３）期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

（注４）本社債の利息の支払は、該当するレアル額をレアル／円為替参照レートで換算した円貨額によりなされる。本社債の利息は、2013 年 12 月 30 日（同日を含む。）から発生する。

（注５）本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、発行代理人、主支払代理人および為替代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「為替代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または為替代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で 2013 年 6 月 3 日付で締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(ⅰ)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ⅱ)包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(ⅲ)包括社債券を意味す

る。）のシリーズの 1 つである。主支払代理人、登録機関、名義書換代理人および為替代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3.支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2013 年 6 月 3 日付で発行会社により発行された改訂書換約款（Deed of Covenant）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

（注６）本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）より「A+」、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズ、S&P およびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&P およびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 7 号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered）に掲載されている「格付の前提･意義･限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.fitchratings.co.jp）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」において、それぞれ公表されている。

２【売出しの条件】

売出価格	額面 10,000 ブラジル・レアル につき 10,000 ブラジル・レアル	申込期間	2013 年 12 月 2 日から 2013 年 12 月 26 日まで
申込単位	10,000 ブラジル・レアル	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人および売出取扱人（以下に定義する。）の日本における本店および各支店(注)	受渡期日	2013 年 12 月 30 日 （日本時間）
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	坂本北陸証券株式会社 石川県金沢市下堤町 25 番地 ニュース証券株式会社 東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号 島大証券株式会社 富山県富山市中央通り二丁目 4 番 9 号 アーク証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治安田生命ビル 5 階 （以下それぞれ「売出取扱人」という。）	売出しの委託契約の内容	売出人は売出取扱人に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。

（注）本社債の申込および払込は、売出人または売出取扱人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人または売出取扱人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人または売出取扱人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

３【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、日本円／ブラジル・レアル間の為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討するべきである。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

期限前償還による再運用リスク

本社債は、満期償還日より前に期限前償還されることがある。この場合、期限前償還された金額を再運用するときの利回りが、仮に本社債が存続した場合の利回りを下回ることがある。

為替変動リスク

本社債の利息は、ブラジル・レアルによる固定利息の利息額をレアル／円為替参照レートで換算した円貨額でなされ、また本社債の元本は、レアル額をレアル／円為替参照レートで換算した円貨額でなされる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、ブラジル・レアルの金利や日本円／ブラジル・レアル間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本社債が発行される国や発行通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の元利金の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ ＵＫリミテッドは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ ＵＫリミテッドは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

１．利息

（ａ）各本社債は、2013 年 12 月 30 日（同日を含む。）から 2016 年 12 月 20 日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年 8.50 パーセントの利率による利息が発生し、額面金額 10,000 ブラジル・レアルの各本社債につき、毎年 6 月 20 日および 12 月 20 日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額（ただし、1 円未満は四捨五入する。）が支払われる。

425.00×レアル／円為替参照レート

ただし、2014 年 6 月 20 日の利払期日においては、2013 年 12 月 30 日（同日を含む。）から 2014 年 6 月 20 日（同日を含まない。）までの期間に関する利息として、額面金額 10,000 ブラジル・レアルの各本社債につき、以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額（ただし、1 円未満は四捨五入する。）が支払われる。

401.39×レアル／円為替参照レート

「レアル／円為替参照レート」とは、為替参照レート決定日において 1 ブラジル・レアルあたりの円貨額として表示される PTAX レート（以下に定義される。）のアスクサイドの逆数（ただし、小数点第 3 位を四捨五入する。）をいう。ただし、理由の如何を問わず、PTAX レートが為替参照レート決定日に掲載されない場合または価格重要性事由が発生した場合には、米ドル／円為替参照レート（以下に定義される。）を BRL12（以下に定義される。）で除することにより計算される為替レート（ただし、小数点第 3 位を四捨五入する。）をレアル／円為替参照レートとする。

「PTAX レート」とは、各為替参照レート決定日の午後 1 時 15 分（サンパウロ時間）頃までにブラジル中央銀行により発表され、ブルームバーグのページ＜BZFXJPY＞＜INDEX＞（またはその承継ページ）およびブラジル中央銀行のウェブサイト（http://www.bcb.gov.br/?english）に掲載される 1 円あたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／円為替レートをいう。

「為替参照レート決定日」とは、利払期日または満期償還日の 5 営業日前の日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業している日をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ ＵＫリミテッドをいう。本社債に関するすべての決定は、計算代理人が、その単独かつ絶対的な裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により行うものとし、明白な誤謬がない限り、本社債権者を拘束するものとする。

「米ドル／円為替参照レート」とは、各為替参照レート決定日の午後 4 時（ニューヨーク時間）現在のロイタースクリーン「JPNW」（または同レート表示に関するその承継ページ）に掲載される 1 米ドル

あたりの円貨額として表示される米ドル／円為替レートのビッドサイドの数値をいう。かかるレートが掲載されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により、これを決定するものとする。

「価格重要性事由」とは、為替参照レート決定日において(ⅰ)BRL09 と BRL12 の差が 3 パーセントを超える場合または(ⅱ)BRL12 が掲載されない場合をいう。

「BRL09」とは、為替参照レート決定日に関して、当該為替参照レート決定日の午後 1 時 15 分（サンパウロ時間）頃までに取引コード PTAX-800（「Consulta de Cambio」または「Exchange Rate Inquiry」）の Option 5（「Cotacões para Contabilidade」または「Rates for Accounting Purposes」）として SISBACEN データ・システム上でブラジル中央銀行が発表する 1 米ドルあたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／米ドルのオファード・レートをいう。

「BRL12」とは、各為替参照レート決定日の午後 3 時 45 分（サンパウロ時間）頃またはその直後に EMTA のウェブサイト（www.emta.org）に掲載される米ドル取引に関する EMTA ブラジル・レアル産業調査レートをいい、1 米ドルあたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／米ドル為替レートをいう。「BRL12」は、EMTA ブラジル・レアル産業調査理論（EMTA ブラジル・レアル産業調査レートを決定するための、レアル／米ドルのスポット市場に活発に参加しているブラジルの金融機関に関する集中的かつ産業全体にわたる調査に係る 2004 年 3 月 1 日付の適宜改定された理論をいう。）に従って EMTA により計算される。かかるレートが掲載されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により、これを決定するものとする。

「EMTA」とは、エマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーションをいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨をいう。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

（ｂ）利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1 センターボ未満は四捨五入する。

（ｃ）利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(ⅰ)当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ⅱ)主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／も

しくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

２．償還および買入れ

（ａ）満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の算式に従って計算代理人により決定された円貨額（ただし、1 円未満は四捨五入する。）で満期償還日に償還される。

10,000×満期償還レアル／円為替参照レート

「満期償還レアル／円為替参照レート」とは、満期償還日の直前の為替参照レート決定日に決定されるレアル／円為替参照レートをいう。

「満期償還日」とは、2016 年 12 月 20 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

（ｂ）税務上の理由による償還

（Ａ）発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

（Ｂ）本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に対して直ちにその旨を通知するものとし、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

（ｃ）期限前償還

上記（ｂ）項および本要項第 6 項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）で償還されるものとする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

（ｄ）買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

（ｅ）消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

３．支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

確定社債券に関する支払のためには、確定社債券とともにそれに付されたすべての期日未到来の利札を呈示しなければならず、かかる呈示がなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額(一部の支払しかなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額に、一部の支払がなされた金額が本来支払われるべきであった金額に占める割合を乗じた金額)が控除される。かかる控除額は、当該支払に関する関連日(本要項第5項に定義される。)から10年間は本要項第7項に基づき当該利札が無効になっているか否かにかかわらず、または(それより遅い場合は)当該利札の支払期日から5年間は、呈示されなかった利札の呈示に対して上記の方法で支払われる。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、(本要項第7項に従うことを条件として)商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引(外国為替および外貨預金の取扱いを含む。)のため開業している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ・エスシーエー

(BNP Paribas Securities Services S.C.A.)

フランス、パンタン93500、デバルカデール通り9番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9 rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード979、タイクー・プレイス、PCCWタワー21階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

（ｉ）常に主支払代理人および登録機関が存在すること。

（ⅱ）発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

（ⅲ）発行会社は、欧州理事会指令 2003／48／EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(ｉ)支払場所におけるこれに適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ⅱ)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに（ⅲ）内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

４．本社債の地位

本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である（ただし、法律上優先する例外を除く。）。

５．課税

（ａ）発行会社またはその代理人により行われる本社債に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

（ｂ）追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよ

う必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

（ｉ）その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

（ⅱ）関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

（ⅲ）フランス法に基づく個人への支払の場合

欧州理事会指令 2003／48／EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

（ⅳ）別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

（ｃ）フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

（ｄ）情報の提供

各本社債権者は、欧州理事会指令 2003／48／EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

６．債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

（ａ）発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

（ｂ）発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

（ｃ）発行会社が、フランスの破産法に基づく臨時の代表者（*mandataire ad hoc*）の任命を申請し、債権者との和解手続（*procédure de conciliation*）を行い、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）もしくはその事業の全部の譲渡（*cession totale de l'entreprise*）を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社がその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

７．時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

８．本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

９．追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債がすべての点（または発行日、利息発生開始日、発行価格および／またはそれに関する利息の最初の支払額および支払日を除くすべての点）において同一の権利を有し本社債との単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合（*assimilables*）されるものとする。

10．公告

（ａ）本社債に関するすべての公告は、（ｉ）ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において、または（ii）金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または 1 回以上もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

（ｂ）確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項（ａ）に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の 2 日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

（ｃ）いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。

（ｄ）（通知の方法を問わず）本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11．社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の

変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の 3 分の 2、またはその延会においては 3 分の 1 を所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の 90 パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

（ａ）本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

（ｂ）形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

（ａ）準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（ｂ）管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

（ｃ）送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10（10 Harewood Avenue, London NW1 6AA）に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店（BNP Paribas, London branch）（Loan Administration Department 気付）を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利

益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(ⅰ)(当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日前の書面による通知がなされた場合、または(ⅱ)交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(ⅰ)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ⅱ)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または(ⅲ)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合、を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム･ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(ⅲ)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われる

ものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 10,000 ブラジル・レアルの無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

<u>課税上の取扱い</u>

（1）フランスの租税

以下は、(ⅰ)日本国における課税ならびに 1995 年 3 月 3 日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および 2007 年 1 月 11 日付の改正議定書（以下あわせて「租税条約」という。）の目的上の日本国居住者ならびに(ⅱ)租税条約の利益を享受する権利を有する者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

本社債の利息に係る税

フランスの 2009 年第 3 号改正金融法（*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*）（2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法）（以下「本法」という。）の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされた利息およびその他の収益の支払には、当該支払がフランス国外の非協調国においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AⅢに定められる源泉徴収税が課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税

法第 125 条 AⅢに基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、以下に記載された一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、当該社債の利息およびその他の収益は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に所在している金融機関に開設された銀行口座において支払われた場合、2011 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より、もはや発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益には、フランス一般租税法第 119 条の 2 に基づいて定められる 30 パーセントまたは 75 パーセントの源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収益の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行には上記の 75 パーセントの源泉徴収税の規定および控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本免除」という。）。フランスの税務公報（***Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impots***）（BOI-INT-DG-20-50-20120912 no. 990、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-50-20120912 no. 70、BOI-INT-DG-20-50-20120912 no. 550、BOI-ANNX-000364-20120912 no. 20 および BOI-ANNX-000366-20120912 no. 90）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、かかる目的および効果がないとみなされ、その結果、本免除を受けることができる。

（ⅰ）フランス財政金融法 L.411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。

（ⅱ）規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。

（ⅲ）その発行時において、フランス財政金融法 L.561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しのためのシステムの運用機関または類似の外国預託機関もしくはシステム運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関またはシステム運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにお

ける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。2013年1月1日現在の非協調国のリストはフランス税務当局によって公表されており、それは毎年更新される。2013年8月21日付の省令（*arrêté*）によれば、フランス一般租税法第238-0条Aにおいて参照される非協調国のリストは、以下の国々から構成されている。

バミューダ諸島（2014年1月1日より）、ボツワナ共和国、イギリス領ヴァージン諸島（2014年1月1日より）、ブルネイ、グアテマラ共和国、ジャージー島（2014年1月1日より）、マーシャル諸島共和国、モントセラット、ナウル共和国およびニウエ島

（2）日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税）の税率となる。）の源泉所得税を課される（平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法第3条の3、平成25年法律第5号附則第20条、地方税法第71条の5および6）。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税）の税率となる。）の申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第8条の4、地方税法第71条の5および6）。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失または利子所得を得るための支出と解する見解がみられるが、それによると、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの

地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項第 14 号、第 3 項）。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は原則非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人投資家が本社債を譲渡した場合および外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税および地方税が課される。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項第 14 号）。その場合、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債にかかる利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2012 年度）（自　平成 24 年１月１日　至　平成 24 年 12 月 31 日）

平成 25 年６月３日関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書及びその添付書類】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2013 年度中）（自　平成 25 年１月１日　至　平成 25 年６月 30 日）

平成 25 年９月 30 日関東財務局長に提出

３【訂正報告書】

訂正報告書（上記１の有価証券報告書の訂正報告書）を平成 25 年８月６日および平成 25 年９月５日にそれぞれ関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成 25 年 11 月 29 日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

グラントウキョウ　ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長　殿

平成24年8月16日

会社名　　ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人　　弁護士　柴田　弘典

署名　　柴田弘典

1．当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

2．当社が本邦において発行登録書の提出日（平成24年8月16日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（平成23年3月1日の募集）
券面総額または振替社債の総額：620億円

2013 年度第 3 四半期決算報告書

プレスリリース
2013 年 10 月 31 日、パリ発

株主帰属純利益 14 億ユーロを達成

- 営業収益は粘り強さを発揮

- 当四半期は金利市場における顧客の活動低下が影響を及ぼす

事業部門の営業収益：
12 年度第 **3** 四半期比**-2.6%***

継続的な営業費用の抑制

事業部門の営業費用：**12** 年度第 **3** 四半期比**+0.6%***

リスク費用は当四半期に減少

リスク費用：**8** 億 **9200** 万ユーロ（**55** ベーシスポイント）
12 年度第 **3** 四半期比**-5.5%**

盤石な財務体質

- 非常に高い自己資本比率

バーゼル **3** 基準全面適用のエクイティ **TIER 1** 比率：**10.8%**

- 余剰資金はさらに増加

2390 億ユーロ（**13** 年 **9** 月末現在）

- 全リテールネットワークを通じた預金の集積は高水準を維持

リテールバンキング部門の預金残高：**12** 年度第 **3** 四半期末比**+3.8%**

* 連結範囲変更および為替レート変動の影響を除く。

株主帰属純利益 14 億ユーロを達成 2

リテールバンキング事業 4

インベストメント・ソリューションズ事業 9

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業 10

コーポレート・センター 11

財務構造 12

連結損益計算書 14

2013 年度第 3 四半期 – コア事業部門別業績 15

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）– コア事業部門別業績 16

連結四半期業績の推移 17

連結貸借対照表 – 2013 年 9 月 30 日現在 24

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2013 年 4 月 18 日に、BNP パリバは、2012 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には次の 2 点が特に反映されています：(i) IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂は、グループの 2012 年度税引前利益に対して 7 百万ユーロの押し上げ効果をもたらし、その調整額は該当部門および業務の営業費用へ再配分されました；(ii)一時的にコーポレート・センターで計上していた項目を、部門および業務へ配分しました。これらの修正決算報告において、2012 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2012 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2012 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。

予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはおらず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2013年10月30日にBNPパリバ取締役会が開催され、ボードゥアン・プロ会長が議長を務めるなか、当グループの2013年度第3四半期の業績が検討されました。

株主帰属純利益14億ユーロを達成

2013年度第3四半期において、当グループの業績は底堅く推移しました。

営業収益は92億8700万ユーロとなり、2012年度第3四半期と比べて4.2%の減収でした。当四半期の営業収益には、合計-1億3800万ユーロに上る自己負債の再評価に関わる修正額（Own Credit Adjustment）および債務価値調整額（Debit Value Adjustment）が含まれています。業態多様化と事業の地理的分散化の恩恵を受け、景気停滞に加え当四半期は金利市場で顧客の取引低迷が影響したにもかかわらず、事業部門合計の営業収益はその粘り強さを証明しました（前年同期比-2.6%[1]）。営業収益を事業部門別にみると、リテールバンキング事業[2]では底堅く推移し（-0.4%[1]）、インベストメント・ソリューションズ事業では増収を果たし（+5.0%[1]）、コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業では減収となりました（-10.7%[1]）。

営業費用は64億2600万ユーロとなり、前年同期比2.1%の減少でした。当四半期の営業費用には、Simple & Efficient（簡素化および効率化）計画に関わる変革のための一時費用1億4500万ユーロに加え、ユーロ高による影響も含まれています。連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、事業部門合計の営業費用は、継続的な経費抑制努力が奏功し0.6%の微増にとどまりました。これを部門別にみると、リテールバンキング事業[2]では1.1%[3]の減少、インベストメント・ソリューションズ事業では2.5%[1]の増加、CIB事業では2.1%[1]の増加でした。

これを受け当四半期の営業総利益は前年同期比8.6%減少し、28億6100万ユーロとなりました。なお、事業部門合計では7.9%[1]の減少でした。

グループのリスク費用は、厳しい経済環境にもかかわらず当四半期において前年同期から5.5%減少しました。当四半期のリスク費用8億9200万ユーロは、融資残高の55bpに相当しました。

営業外損益は、当四半期において1億3900万ユーロの利益となりました。これに対し、2012年度第3四半期の営業外損益は1億1900万ユーロの利益でした。

以上から、BNPパリバは当四半期に株主帰属純利益13億5800万ユーロを計上し、2012年度第3四半期と比べて2.4%の増益を果たしました。

グループは盤石なバランスシートを有しており、自己資本比率は業界最高水準にあります。バーゼル3基準全面適用に基づくエクイティTier 1（普通株式等Tier 1）比率[4]は当四半期末において10.8%に上りました。また、Tier 1資本全体に基づき算定される、バーゼル3全面適用のレバレッジレシオは3.8%となりました。これは、2018年1月1日以降発効のレバレッジ規制が要求する、最低水準の3.0%を既に上回っています。さらに、グループの即時利用可能な余剰資金は、当四半期に2390億ユーロに上りましたが、これは短期資金調達との関係で、1年以上の余裕があることを意味します。

1株当たり純資産額[5]は当四半期に62.8ユーロとなり、2008年12月末からの年平均成長率は6.1%となりました。これはBNPパリバが、1株当たり純資産額を成長させ続ける能力を有していることを証明するものです。

さらに、BNPパリバは、グループの機能のしかたを簡素化し業務効率の向上を図る意欲的な計画であるSimpe & Efficientを速やかに実施しており、認識されたプロジェクトの88%近くが既に始動しています。2013年度第3四半期累計期間(1-9月)で実現した経常的なコスト節約は5億4900万ユーロに上り、これにより2013年度の年間目標を既に達成しました。

[1] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。
[2] 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含み、PEL/CELの影響を除く。
[3] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつHello bank!導入費用（当四半期は2000万ユーロ）を除く。
[4] 経過措置なしで全ての資本要求指令4（CRD4）規則を考慮し、BNPパリバがこれを適用して算定したエクイティTier 1比率。
[5] 再評価を含まない。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、グループは、厳しい経済環境にもかかわらず底堅い業績を収めました。営業収益は 292 億 5900 万ユーロに上り、前年同期と比べて 1.4%の減収にとどまりました。当第 3 四半期累計期間の営業収益には+1 億 6100 万ユーロの一時項目が含まれていたのに対し、前年同期には-12 億ユーロの一時項目が計上されていました。事業部門合計の営業収益は、当第 3 四半期累計期間において 2.2%[1]減少しました。

営業費用は、当第 3 四半期累計期間において前年同期比 2.6%減少し（事業部門合計では 1.5%[1] の減少）、192 億 3100 万ユーロとなりました。その結果、営業総利益は 100 億 2800 万ユーロに上り、前年同期と比べて 0.9%の微増となりました。

リスク費用は、当第 3 四半期累計期間において 29 億 7900 万ユーロとなり、前年同期比 8.6%の増加でしたが、前年同期には CIB で計上した多額の貸倒引当金戻入益が含まれていました。

これらを受けて営業利益は 2.0%減少し、70 億 4900 万ユーロとなりました。

営業外損益は当第 3 四半期累計期間において 3 億 7400 万ユーロの利益でした。対して、前年同期の営業外損益は 20 億 4000 万ユーロの利益でしたが、これにはとりわけクレピエール S.A.に対するグループの 28.7%持分の売却により計上されたキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロが貢献していました。

当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 74 億 2300 万ユーロとなり、前年同期と比べて 19.6%の減益でした。なお、当第 3 四半期累計期間においては 1 億 3200 万ユーロに上る一時項目がマイナス影響を及ぼしたのに対し、前年同期においては 5 億 9000 万ユーロの一時項目がプラス貢献していました。

以上から、BNP パリバは当第 3 四半期累計期間において 47 億 500 万ユーロの株主帰属純利益を収めました。これは前年同期と比べて 22.2%の減益でしたが、前年同期の純利益には特にクレピエール S.A.に関わる持分売却益が大きく影響していました。

*
* *

[1] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

リテールバンキング事業

国内市場部門

国内市場部門の預金は、全てのネットワークにおいて確かな伸びを示し、当四半期末における預金残高は前年同期から 4.5%増加しました。一方、融資残高は借入需要が引き続き低迷し、1.5%減少しました。国内市場部門における販売およびマーケティング活動の成果は、マス富裕層をターゲットとしたパーソナルサービスである“Priority”（プライオリティ）の成功や（開始後 1 年で既に 350,000 人以上の顧客を獲得）、 Hello bank!（ハロー・バンク!）の新規顧客数の順調な伸びに表れています。なお、Hello bank!は、ドイツ、ベルギーおよびフランスで展開されており、イタリアでは 2013 年 10 月 28 日に始動したばかりです。

当四半期の営業収益[1]は 39 億 2700 万ユーロに上り、前年同期と比べて僅かながらも増収（+0.7%）となりました。手数料収入の復調とアルバルからの高い貢献とが相まって、融資残高の減少による影響を相殺しました。国内市場部門は営業費用 [1] の調整努力を継続した結果、当四半期の営業費用は 25 億 2100 万ユーロとなり、前年同期と比べて 1.2%[2] 減少しました。これにより営業収益対コスト比率は全てのネットワークで改善し、国内市場部門全体では 62.1%[3] へと低下しました。

これらを受けて当四半期の営業総利益 [1] は 14 億 600 万ユーロに上り、前年同期と比べて 4.2%[2] 増加しました。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の税引前利益[4] は 9 億 900 万ユーロとなり、前年同期と比べて 4.7%[2] の減益となりました。

フランス国内リテールバンキング（**FRB**）

フランス国内リテールバンキング（FRB）部門による事業活動の成果は、当四半期において再び預金の着実な伸びに反映され、とりわけ当座預金および普通預金が牽引し、預金残高は前年同期から 3.2%の増加を果たしました。一方、融資残高は、借入需要の低迷により前年同期末と比べて 1.7%減少しました。活発な販売およびマーケティング活動は、革新的な企業により良いサービスを提供するための新なイノベーションハブが開設されたことに表れています。これとは別に、新たなインターネット決済サービスである”Paylib”（ペイリブ）が 9 月に開始されましたが、顧客数は 10 月中旬までには、既に 20,000 人に上っていました。

当四半期の営業収益[5] は 17 億 3400 万ユーロに上り、2012 年度第 3 四半期と比べて 1.3%の増収を果たしました。手数料収入が -0.7%と若干減少したものの、純利息収入が 2.7%増加したことが貢献しました。

業務効率が引き続き改善したおかげで、営業費用 [5] は当四半期に前年同期比 0.6%減少しました。

これを受けて営業総利益 [5] は 5 億 8300 万ユーロに上り、前年同期比 5.2%の増益となりました。

当四半期のリスク費用 [5] は、融資残高の 25bp で依然として低い水準にとどまりました。金額ベースでは、当四半期のリスク費用は前四半期から安定推移し（200 万ユーロの増加）、また、とりわけ低い水準であった 2012 年度第 3 四半期と比べて 2400 万ユーロの増加でした。

[1] フランス(PEL/CEL の影響を除く)、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。
[2] Hello bank!の導入費用（2013 年度第 3 四半期は 2000 万ユーロ）を除く。
[3] Hello bank!の導入費用（2013 年度 1-9 月累計期間で 4300 万ユーロ）を除く。
[4] PEL/CEL の影響を除く。
[5] PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の当四半期の税引前利益[1]は 4 億 5900 万ユーロとなり、前年同期と比べてほぼ横ばいでした。これは、活気を欠く経済環境にあって着実な業績を収めたといえます。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益[2] は前年同期と比べて 0.8%の減収となりました。その背景には、長引く低金利環境と融資残高の減少を受けて純利息収入が 0.7%減少したことに加え、手数料収入が 0.9%減少したことがありました。業務効率の継続的な改善を受けて営業費用 [2] が 1.4%減少したことにより、営業総利益 [2] は前年同期比 0.3%増加し、また、営業収益対コスト比率 [2] は若干の改善により 63.2%となりました。リスク費用 [2] が低水準にとどまったことも貢献し、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益 [1] は当第 3 四半期累計期間に 15 億 7700 万ユーロとなり、前年同期と比べて 1.6%の減益でした。

BNL バンカ・コメルシアーレ（BNL bc）

BNL バンカ・コメルシアーレ（BNL bc）は、当四半期も預金の高い伸びを維持し（2012 年度第 3 四半期末比+9.1%）、預金残高は個人客および法人顧客の両セグメントで増加しました。一方、融資残高は、法人および小規模事業者の顧客セグメントで借入需要の低迷が目立ち、平均で 4.4%減少しました。当四半期において BNL bc のマーケティング活動は大企業向けを強化し、特にグループの充実した商品ラインを活用しました。

当四半期の営業収益[3] は、2012 年度第 3 四半期と比べて 1.6%減少し、7 億 9700 万ユーロとなりました。純利息収入は、マージンが底堅く推移したものの融資残高が減少したことから、前年同期と比べて減少しました。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品の好調に加え、法人顧客へのクロスセリングが貢献し、前年同期と比べて増加しました。

営業費用 [3] は、業務効率の改善努力を受けて 2012 年度第 3 四半期から 1.8%減少し、4 億 3200 万ユーロとなりました。

営業総利益 [3] は当四半期に 3 億 6500 万ユーロとなり、前年同期比 1.4%の減少でした。

リスク費用 [3] は 2012 年度第 3 四半期から 25.3%増加し、融資残高の 144bp 相当となりましたが、2013 年度第 1 四半期および第 2 四半期からは安定推移しました。

従って BNL bc は、依然として厳しい経済環境のなか、引き続きビジネスモデルの適応に努めました。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当四半期に 7300 万ユーロとなり、前年同期比 47.1%の減益となりました。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益 [3] は前年同期比-0.1%の微減となりました。純利息収入が、特に融資残高縮小の影響を受けて 3.3%減少した一方で、手数料収入の 6.8%増加が、ほぼこれを打ち消す格好となりました。手数料収入は、とりわけオフバランス貯蓄商品の好調に加え、法人顧客へのクロスセリングが奏功して伸びました。業務効率の改善努力が奏功し、営業費用 [3] は当第 3 四半期累計期間に前年同期比 1.7%減少するとともに、営業収益対コスト比率 [3] が 53.8%へと改善しました。ただし、リスク費用 [3] が前年同期比 29.5%増加したことから、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の

[1] PEL/CEL の影響を除く。
[2] PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。
[3] イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 2 億 3200 万ユーロとなり、前年同期と比べて 43.8%の減益でした。

ベルギー国内リテールバンキング（BRB）

ベルギー国内リテールバンキング（BRB）の事業活動の結果、当四半期に預金残高が前年同期末と比べて 3.4%増加しましたが、これにはとりわけ当座預金および普通預金の高い伸びが貢献しました。融資残高は当四半期に 1.7%[1] 増加し、特に個人客への貸出が伸びたことに加え、中小企業（SME）向け融資が底堅く推移したことが寄与しました。BRB の活発な販売およびマーケティング活動は、零細企業や SME を支援するキャンペーン（当該顧客セグメントを対象に、新規融資で 10 億ユーロを充当）が順調なスタートを切ったことに表れています。これにより、2013 年 9 月末までに 6 億 4000 万ユーロの融資が既に承認されていました。さらに、“Belgian Mobile Wallet”（ベルジャン・モバイル・ウォレット）の近日中の開始が予定されていますが、これはモバイル決済サービスと顧客リレーション管理を組み込んだ画期的なソリューションです。

当四半期の営業収益[2] は、2012 年度第 3 四半期と比べて 0.4%[1] 増加し、8 億 4200 万ユーロとなりました。純利息収入が、長引く低金利環境に沿うかたちで若干減少した一方で、手数料収入は、金融取引の復調を受けて増加しました。

意欲的な取組みである“Bank for the Future”（バンク・フォア・ザ・フューチャー）計画の一環として実施された、業務効率改善努力が奏功したことにより、当四半期の営業費用 [2] は 2012 年度第 3 四半期と比べて 0.9%[1] 減少し、6 億 1100 万ユーロとなりました。これにより当四半期の営業総利益 [2] は前年同期比 4.0%[1] 増加しました。

当四半期のリスク費用 [2] は、融資残高の 14bp 相当で特に低い水準となりました。また、同費用は、2012 年度第 3 四半期からほぼ横ばい（300 万ユーロの増加）にとどまりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の税引前利益は 1 億 8700 万ユーロとなり、前年同期と比べて 0.8%[1] の増益を果たしました。

2013年度第3四半期累計期間（1-9月）において、営業収益[2] は+0.5%と、僅かに増収となりました。純利息収入は長引く低金利環境を受けて減少したものの、好調なオフバランス貯蓄商品の手数料増に加え金融手数料が健闘したことから、これを相殺しました。業務効率改善策が奏功し、営業費用は当第3四半期累計期間に0.4%[2] 減少したことから、営業収益対コスト比率[2] は72.5%へと改善しました。その結果、営業総利益[2] は前年同期と比べて3.0%増加しました。リスク費用[2]は当第3四半期累計期間に10.4%減少しました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の税引前利益は当第3四半期累計期間に5億5300万ユーロとなり、前年同期と比べて2.6%の増益を果たしました。

ルクセンブルク国内リテールバンキング： 融資残高は、住宅ローンの高い伸びが牽引し、当四半期に前年同期から 1.9%増加しました。また、特に法人顧客セグメントにおいて旺盛な資金流入が貢献し、預金残高も確かな伸びを示しました（+4.4%）。営業費用の抑制努力が功を奏し、営業収益対コスト比率は当四半期に僅かに改善しました。

個人投資家部門：当四半期において運用資産残高は、活発な販売およびマーケティング努力のおかげで、2012 年 9 月末現在の水準と比べて 9.3%の増加を果たしました。預金残高は、順調な新規顧客の獲得に加えドイツでの Hello bank!の展開を受けて、当四半期に急増しました（前年同期末比+17.3%）。当四半期の営業収益は、仲介業務および預金の伸びにより、前年同期から増収となりました。営業費用が減少したことから、当四半期の営業総利益は大幅増となりました。

[1] 連結範囲変更による影響を除く。
[2] ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

アルバル：連結ベースのリース資産残高は、当四半期に微減となりました（前年同期末比-0.6%[1]）。それでも営業収益は、中古車価格の上昇が牽引し、前年同期から増収となりました。営業費用が減少したことから、営業総利益は 2012 年度第 3 四半期と比べて急増しました。

リーシング・ソリューションズ：リース資産残高は、当四半期において前年同期末比 5.5%[1] 減少しましたが、これはノンコア資産を調整する事業適応計画に沿ったものです。ただし、取引の収益性を重視する選択的な方針のおかげで、リース資産残高の減少が当四半期の営業収益に及ぼした影響は限定的でした。確かなコスト管理が奏功し、当四半期の営業収益対コスト比率は、前年同期から改善しました。

全体では、これら 4 つのビジネスユニットによる国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分し、かつ Hello bank!の導入費用を含めた後、当四半期に 1 億 9000 万ユーロに上り、前年同期比 8.2%[2] の増加を果たしました。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分し、かつ Hello bank!の導入費用を含めた後、これら 4 つのビジネスユニットによる国内市場部門の税引前利益への貢献は、合計 6 億 2400 万ユーロに上り、2012 年度第 3 四半期累計期間と比べて 9.0%[2] 増加しました。

*
* *

欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国は、当四半期においても積極的な販売およびマーケティング活動を展開しました。預金残高は 2012 年度第 3 四半期から 10.7%[1] 増加し、しかもほとんどの国で増加が確認されましたが、とりわけトルコが好調でした（+16.8%[1]）。融資残高は 9.0%[1] 増加し、トルコでの大幅増（+23.9%[1]）がこれを牽引しました。

当四半期の営業収益は 4 億 600 万ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期と比べて 2.4%[1] の増収にとどまりました。営業収益に影響した要因として、トルコで当座貸越の課金に関する新規制が、またアルジェリアで為替手数料に関する新規制が導入されたことが挙げられ、当四半期で合計 2500 万ユーロ相当の営業収益が失われました。

営業費用は、当四半期に前年同期比 8.5%[1] 増加し、3 億 1300 万ユーロとなりました。とりわけトルコでの支店網拡充により費用が 17.6%[1] 増加したことが影響していますが、これがウクライナでの業務効率改善効果を打ち消す格好となりました。

リスク費用は 4800 万ユーロとなり、融資残高の 78bp 相当でした。当四半期のリスク費用は 2012 年度第 3 四半期から 1800 万ユーロ減少し、また前四半期からは安定推移（500 万ユーロの減少）しました。以上から、欧州・地中海沿岸諸国部門は当四半期に税引前利益 7100 万ユーロを収め、前年同期から 5.3%[1] の減益となりました。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は、トルコでの快挙（+22.6%[1]）を受けて、前年同期比 10.0%[1] の増収となりました。営業費用は 5.0%[1] 増加しました。トルコでの事業投資から、とりわけ同国での営業費用の 15.4%[1] 増が押し上げ要因となりましたが、ポーランドおよびウクライナでは業務効率改善策のおかげで減少しました。これを受けて営業収益対コスト比率は、前年同期比 2.9 ポイントの改善

[1] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。
[2] Hello bank!の導入費用を除く。

により 71.2%へと低下しました。リスク費用が 8.2%[1] 減少したことに加え、2013 年度第 2 四半期に売却した BNP パリバ・エジプトからのキャピタルゲイン 1 億 700 万ユーロ[2] が貢献し、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は前年同期比+58.8%[1] の大幅増益となり、4 億 400 万ユーロに上りました。

バンクウェスト

バンクウェストの預金残高は、当四半期に 2012 年度第 3 四半期末と比べて 3.4%[1] 増加しましたが、特に当座預金および普通預金が着実に伸びました。融資残高は、法人顧客向けの体制強化が奏功し、当該セグメントへの融資が高い伸び（+8.2%[1]）を示したことにより、全体では 3.2%[1] 増加しました。このような業務展開の好調さはまた、次の分野でも表れていました。すなわち、プライベート・バンキング部門の体制拡充により、運用資産残高が 2013 年 9 月末現在で 65 億米ドルへと増加しました（2012 年 9 月末比 35%増）。また、モバイルバンク・サービスの成長により、利用者は現在 207,000 人を数え、2013 年 6 月末から 11%増加しました。

当四半期の営業収益は 5 億 5600 万ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期と比べて 4.5%[1] の減収となりました。これには、貸付債権売却によるキャピタルゲインが前年同期よりも減少したことに加え、低金利環境によるマイナス影響が作用していました。

営業費用は当四半期に 3 億 4900 万ユーロとなり、前年同期と比べて 3.3%[1] 増加しました。プライベート・バンキング業務だけでなく、小規模事業者および法人向け業務拡充のための投資が増加要因となりました。

リスク費用は、当四半期に計上された少額の貸倒引当金繰入額を戻入額が完全に相殺したため、ゼロとなりました（2012 年度第 3 四半期からは 3400 万ユーロの減少）。

以上から、バンクウェストは当四半期において 2 億 800 万ユーロの税引前利益を収めましたが、これは 2012 年度第 3 四半期と比べて 3.8%[1] の減益となりました。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は、長引く低金利環境の影響とキャピタルゲインの減少から、前年同期比 4.0%[1] の減収となりました。営業費用は、プライベート・バンキングの組織強化に加え、小規模事業者および法人顧客業務に関わる事業投資を受けて、前年同期比 2.9%[1] 増加しました。そのため、営業収益対コスト比率は 4.3 ポイント上昇し 62.3%となりました。リスク費用が当第 3 四半期累計期間に激減したため（-65.0%[1]）、税引前利益は 5 億 9800 万ユーロとなり、前年同期と比べて 4.7%[1] の減益でした。

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス部門の融資残高は、当四半期に 2012 年度第 3 四半期末と比べて 3.0%[1] 減少し、856 億ユーロとなりました。消費者ローン残高の減少は 0.1%[1] の微減にとどまりましたが、住宅ローン残高は、バーゼル 3 基準に向けた事業適応計画に沿ったかたちで 6.6%[1] 減少しました。コーラ（Cora）との業務提携を推進した結果、40 万を超す顧客の融資および残高管理業務が 10 月上旬に引き継がれました。また、9 月以降、パーソナル・ファイナンスとロシアのズベルバンクとの合弁会社はその事業活動を拡大しており、ズベルバンクは提携を通して構築した自動車ローン業務を移管しました。

当四半期の営業収益は、2012 年度第 3 四半期と比べて 3.1%[1] 減少し、11 億 6600 万ユーロとなりました。事業適応計画の一環として住宅ローン残高が減少するとともに、消費者ローンからの営業収益は、フランス

[1] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。
[2] コーポレート・センターで計上された為替差損 -3000 万ユーロを含まないことに注意。

国内で規制強化のあおりを受けました。ただし、ドイツおよびベルギーでは、営業収益が勢いづきました。

営業費用は、事業適応計画の効果が発揮されて、当四半期に前年同期比 7.5%[1]減少し 5 億 1800 万ユーロとなりました。

リスク費用は当四半期に 3 億 3900 万ユーロへと減少し（前年同期から 2500 万ユーロの減少）、融資残高の 158bp 相当となりました。

以上から、パーソナル・ファイナンス部門の税引前利益は、当四半期に 3 億 2200 万ユーロ（前年同期比 5.3%[1] の増益）となり、当ビジネスユニットの確かな利益創出能力を証明しました。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は前年同期と比べて 0.4%[1] 減少しました。これにはとりわけ、事業適応計画に沿った住宅ローン残高の縮小に加え、消費者ローン業務がフランス国内の規制によるマイナス影響を受けたことが作用していました。ただし、消費者ローンは、ドイツ、ベルギーおよび中欧で、営業収益が勢いづきました。営業費用は事業適応計画の効果が発揮されて 6.0%[1] 減少し、その結果、営業収益対コスト比率は 45.3%となりました。リスク費用に関しては、前年同期に一過性の貸倒引当金戻入益が計上されていた反動で、当第 3 四半期累計期間においては 5.0%[1] 増加しました。以上から、税引前利益は 9 億 600 万ユーロとなり、前年同期比 2.7%[1] の増益を果たしました。

*
* *

インベストメント・ソリューションズ事業

運用資産残高[2]は 2013 年 9 月末現在で 8740 億ユーロに上り、2012 年 9 月末の水準と比べて 1.4%の減少でしたが、2013 年 6 月末との比較では横ばいでした。当四半期の運用パフォーマンス効果（+173 億ユーロ）は、第 3 四半期中の株式相場の上昇を受けて極めて良好でした。為替変動の影響は、ユーロ高でマイナス効果（-61 億ユーロ）となりました。さらに、資産運用事業開発計画の一環として事業ポートフォリオの調整を行ったことにより、-37 億ユーロ相当のマイナス影響がありました。

当四半期に資産運用部門で資金の純流出（-32 億ユーロ）が起こりましたが、とりわけ債券ファンドからの流出が顕著でした。ただし、富裕層向け資産運用部門では高水準の資金流入があり、特に国内市場およびアジアがその恩恵を受けました。また、保険部門への資金流入も旺盛で、イタリア、台湾および韓国が好成績を上げました。

2013 年 9 月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高 [2] の内訳は以下のとおりです：資産運用部門は 3680 億ユーロ；富裕層向け資産運用部門は 2790 億ユーロ；保険部門は 1750 億ユーロ；個人投資家部門は 380 億ユーロ；不動産管理部門は 130 億ユーロ。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、当四半期に 15 億 4300 万ユーロに上り、2012 年度第 3 四半期と比べて 5.0%[1] の増収となりました。保険部門の営業収益は、貯蓄の高い伸びを享受し 6.2%[1] 増加しました。富裕層向け資産運用部門の営業収益は、資産運用部門で期中平均残高が減少したにもかかわらず、全体では 3.8%[1] の増収を果たしました。証券管理部門の営業収益は、取引件数および預かり資産の増加で 5.5%[1] の増収となりました。

[1] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。
[2] 外部顧客のためのアドバイザリー契約資産、分配金、および個人投資家部門を含む。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は、当四半期に 10 億 7300 万ユーロとなり、前年同期比 2.5%[1] 増加しました。これを部門別にみると次のようになります。保険部門では、事業の成長に伴い営業費用は 2.0%[1] 増加しました。富裕層向け資産運用部門では、資産運用部門での事業開発計画に基づく選択的な投資の影響を受けて 3.7%[1] 増加しました。証券管理部門では、業務効率改善策が奏功し 0.6%の微増に抑えられました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業総利益は、当四半期に 4 億 7000 万ユーロとなり、前年同期比 11.4%[1] の増加を果たしました。

以上より、国内市場部門からプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は、2012 年度第 3 四半期と比べて+8.1%[1] の順調な伸びを示し、5 億 600 万ユーロに上りました。これは、当事業部門の高い運用能力と業務効率の向上を証明するものです。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は前年同期と比べて 2.2%の増収となりました。これを部門別にみると、保険部門が 8.3%の増収で貢献し、また、証券管理部門では 0.4%の増収でした。一方、富裕層向けおよび資産運用部門では、資産運用部門の期中平均残高の減少が影響し、1.1%の減収となりました。営業費用は、全体では前年同期から安定推移しました。部門別では、保険部門で事業の成長に伴い営業費用が 5.6%増加しました。これを相殺するように、富裕層向けおよび資産運用部門では営業費用が 2.0%減少し、また、証券管理部門ではコスト管理が奏功し 1.2%減少しました。その結果、営業収益対コスト比率は当第 3 四半期累計期間に 1.5 ポイント低下し、67.8%へと改善しました。以上から、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 16 億 1100 万ユーロに上り、前年同期と比べて 6.8%の増益を果たしました。

*
*　*

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業の営業収益は、当四半期に 20 億 3300 万ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期と比べて 10.7%[1] の減収でした。前年同期に実施された資産売却による影響（正味 -6500 万ユーロ）を除くと、当四半期の減収幅は 13.2%[1] になります。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケッツ業務の営業収益は、当四半期に 12 億 6400 万ユーロとなり、前年同期比 15.5%[1] の減収でした。株式およびアドバイザリー業務が好調であった一方で、フィクスト・インカム業務で顧客取引が減少したあおりを受けました。

フィクスト・インカム業務の営業収益は、当四半期に 7 億 8000 万ユーロとなり、前年同期比 27.1%[1] の減収でした。なお、2012 年度第 3 四半期は、欧州中央銀行が国債買い入れプログラムである Outright Monetary Transactions（OMT）を発表したことによる恩恵を受けていました。当四半期において、顧客取引低迷の影響を受けたのは主に金利業務であり、一方、クレジット業務は好成績を上げました。当ビジネスユニットは、ユーロ建て全社債で第 2 位にランクインするとともに、全ての国際債券発行で第 8 位を獲得し、当四半期においても債券発行業務におけるリーダー的地位を確認しました。

株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、当四半期に 4 億 8400 万ユーロに上り、前年同期比 13.7%[1] の増収を果たしました。これにはとりわけ、欧州を始めとする株式市場で顧客の取引が活発化したことに加え、仕組商品が好調であったことが貢献しました。当ビジネスユニットはまた、欧州におけるエクイティリンク債でブックランナー第 3 位を獲得し、エクイティリンク債でのリーダー的地位を確認しました。

[1] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

コーポレートバンキング業務の営業収益は、当四半期も引き続き 2012 年度事業適応計画の影響を受けており、融資残高の縮小（前年同期末比-10.9%）に伴い、前年同期から 9.3%[1] 減収の 7 億 6900 万ユーロとなりました。ただしアジアでは、事業開発計画の実施に伴い増収となりました。

当ビジネスユニットは、欧州におけるシンジケートローンでブックランナーのリーダー的地位を確認し、主要な市場セグメントで上位に入るとともに、当四半期においても「オリジネート・トゥ・ディストリビュート」アプローチに基づく取引を開発しました。融資残高は 2013 年 9 月末現在で 1022 億ユーロに上り、2013 年 6 月末から安定推移しました。預金残高は当四半期末に 588 億ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期末と比べて 10.3%増加しました。これには預金の集積努力の強化とキャッシュマネジメント業務の発展が貢献しました。キャッシュマネジメントは、法人顧客部門で世界第 4 位にランクイン（出所：Euromoney）するとともに、重要なマンデートを複数獲得することにより、業界での地位を高めました。

CIB の営業費用は当四半期に 14 億 3100 万ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期と比べて 2.1%[2] 増加しました。事業開発に関わる投資（特にアジア、北米、およびキャッシュマネジメント業務において）に加え、システミックリスク税の増加が負担となりました。

CIB のリスク費用は、当四半期に 6200 万ユーロの低水準となり、前年同期から 1 億 2800 万ユーロ減少しました。コーポレートバンキング業務では、当四半期のリスク費用は融資残高の 31bp 相当となりました。

以上から、CIB の税引前利益は当四半期に 5 億 5200 万ユーロで、前年同期と比べて 22.0%[2] の減益となりました。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、CIB の営業収益は前年同期と比べて 12.6%[2] 減少し、65 億 9800 万ユーロとなりました。アドバイザリーおよびキャピタル・マーケッツ業務では、フィクスト・インカム業務の市場環境がマイナスに作用し、営業収益は 14.0%[2] 減少しました。コーポレートバンキング業務の営業収益は、2012 年度事業適応計画の一環として縮小した融資残高に沿うかたちで、12.0%[3] の減収となりました。営業費用は、当第 3 四半期累計期間において前年同期比 5.0%[2] 減少しました。これは、特にアジア、北米、およびキャッシュマネジメント業務で事業開発投資が負担となったものの、Simple & Efficient 計画の効果がそれを上回って発揮されたことによるものです。その結果、CIB の営業収益対コスト比率は、当累計期間に 67.1%になりました。リスク費用は 3 億 4800 万ユーロで、2012 年度第 3 四半期累計期間の 2 億 8700 万ユーロと比べて上昇しました。ただし、前年同期のリスク費用は、多額の貸倒引当金戻入益が計上された影響で低水準でした。以上から、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 18 億 5500 万ユーロとなり、前年同期と比べて 30.0%[2] の減益でした。

*
*　*

コーポレート・センター

コーポレート・センターの当四半期の営業収益は -2 億 3900 万ユーロとなり、これに対し前年同期は -3 億 6600 万ユーロでした。当四半期の営業収益に影響した主な要因として、自己負債の再評価に関わる修正額および債務価値調整額が -1 億 3800 万ユーロであったのに対し（前年同期は-7 億 7400 万ユーロ）、プリンシパル・インベストメンツによる多額のプラスの貢献、および中央銀行預け金に関わる負担がありました。

[1] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、2012 年度第 3 四半期の資産売却による影響（正味-6500 万ユーロ）を除く。
[2] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。
[3] 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、2012 年度第 3 四半期累計期間の資産売却による影響（正味-6400 万ユーロ）を除く。

また、前年同期の営業収益には、カーディフ・ヴィタおよびフォルティスの銀行勘定に関わる公正価値調整額の償却額 5 億 7900 万ユーロが含まれていました（うち、4 億 2700 万ユーロは一時項目）。

営業費用は当四半期に 2 億 7900 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 2 億 6300 万ユーロでした。当四半期の営業費用には Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 1 億 4500 万ユーロが含まれています（前年同期には事業再編費用として 6600 万ユーロを計上）。

当四半期のリスク費用は、純額で 600 万ユーロの貸倒引当金戻入益となりました（前年同期は、純額で 6200 万ユーロの戻入益）。営業外損益は当四半期に 4300 万ユーロの利益となりました（前年同期は 2000 万ユーロの損失）。

以上から、コーポレート・センターの当四半期の税引前損益は 4 億 6900 万ユーロの損失となり、対して、前年同期は 5 億 8700 万ユーロの損失でした。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、コーポレート・センターの営業収益は -2 億 6300 万ユーロとなり、これに対し前年同期は -10 億 1900 万ユーロでした。当第 3 四半期累計期間の営業収益には、自己負債の再評価に関わる修正額および債務価値調整額が-5700 万ユーロ（前年同期は-13 億 3100 万ユーロ）、ロイヤルパーク・インベストメンツの資産処分による売却益が 2 億 1800 万ユーロ、および中央銀行預け金のマイナス影響が含まれていました。前年同期の営業収益にはまた、カーディフ・ヴィタおよびフォルティスの銀行勘定に関わる公正価値調整額の償却額+9 億 900 万ユーロに加え、ソブリン債の売却損-2 億 3200 万ユーロが含まれていました。

コーポレート・センターの営業費用は当第 3 四半期累計期間に 7 億 2400 万ユーロとなり、前年同期の 5 億 9500 万ユーロからの増加でした。当累計期間の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 3 億 7400 万ユーロが含まれていました。対して、前年同期の営業費用には、事業再編費用 2 億 3500 万ユーロが含まれていました。

リスク費用に関しては、当第 3 四半期累計期間は純額で 2800 万ユーロの貸倒引当金戻入益が計上されました。対して、前年同期は純額で 3500 万ユーロの貸倒引当金戻入益でした。

営業外損益は当第 3 四半期累計期間に-4100 万ユーロの損失となりました。対して、前年同期の営業外損益は 17 億 1500 万ユーロの利益でしたが、これにはクレピエールに対する 28.7%持分を売却したことによるキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロが特に影響していました。

税引前損益は当第 3 四半期累計期間に -10 億ユーロの損失となりましたが、対して前年同期は 1 億 3600 万ユーロの利益でした。

*
*　*

財務構造

BNP パリバグループは、銀行業界で最も盤石なバランスシートを有する銀行の一つに入ります。

2013 年 9 月末現在、バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率[1] は 10.8%となり、2013 年 6 月末と比べて 40bp の改善でした。これには主に次の要因が影響しています：前年度の配当性向を適用する通常の仮定に基づき計算した、2013 年度第 3 四半期の純利益による貢献（+15bp）、および、主に市場取引に関

[1] 経過措置なしで全ての CRD4（資本要求指令 4）規則を BNP パリバが適用した結果であり、CRD4 の内容は一部解釈に依存するところがある。

わるリスクの低下から、リスク加重資産圧縮による効果（+20bp）。これは、新な規制環境にあっても、当グループが極めて高い自己資本比率を確保していることを示しています。

Tier 1 資本全体に基づき算定される、バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジレシオ[1] は、2013 年 9 月末現在で 3.8%に達し、2018 年 1 月 1 日以降に規制上要求される、最低水準の 3.0%を既に上回っています。

グループの即時利用可能な余剰資金は、当四半期末現在で 2390 億ユーロに上りました（対して、2013 年 6 月末現在は 2360 億ユーロ）。これは短期のホールセール資金の 155%に相当し、また、1 年以上、資金に余裕ができることを意味します。

*
*　*

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は、次のように述べています。

「BNP パリバグループは、底堅い営業収益や継続的なコスト抑制努力に加えリスク費用の低下を受けて、当四半期に 14 億ユーロの純利益を収めました。

極めて高い自己資本比率と余剰資金の増加を伴う盤石な財務体質を背景に、グループは、2014 年初頭に発表予定の『2014-2016 年度事業開発計画』の準備を進めています。

従業員の献身に支えられて、BNP パリバグループは積極的に実体経済への資金供給を行うとともに、世界各国の顧客をサポートしています。」

[1] 経過措置なしで全ての CRD4（資本要求指令 4）規則を BNP パリバが適用した結果であり、CRD4 の内容は一部解釈に依存するところがある。

連結損益計算書

（単位：百万ユーロ）	3Q13	3Q12	3Q13 / 3Q12	2Q13	3Q13/ 2Q13	9M13	9M12	9M13 / 9M12
営業収益	**9,287**	**9,693**	**-4.2%**	**9,917**	**-6.4%**	**29,259**	**29,677**	**-1.4%**
営業費用および減価償却費	-6,426	-6,562	-2.1%	-6,291	+2.1%	-19,231	-19,742	-2.6%
営業総利益	**2,861**	**3,131**	**-8.6%**	**3,626**	**-21.1%**	**10,028**	**9,935**	**+0.9%**
リスク費用	-892	-944	-5.5%	-1,109	-19.6%	-2,979	-2,742	+8.6%
営業利益	**1,969**	**2,187**	**-10.0%**	**2,517**	**-21.8%**	**7,049**	**7,193**	**-2.0%**
関連会社損益	126	88	+43.2%	71	+77.5%	232	361	-35.7%
その他営業外項目	13	31	-58.1%	112	-88.4%	142	1,679	-91.5%
営業外損益	**139**	**119**	**+16.8%**	**183**	**-24.0%**	**374**	**2,040**	**-81.7%**
税引前利益	**2,108**	**2,306**	**-8.6%**	**2,700**	**-21.9%**	**7,423**	**9,233**	**-19.6%**
法人税	-609	-737	-17.4%	-771	-21.0%	-2,201	-2,580	-14.7%
少数株主帰属純利益	-141	-243	-42.0%	-166	-15.1%	-517	-608	-15.0%
株主帰属純利益	**1,358**	**1,326**	**+2.4%**	**1,763**	**-23.0%**	**4,705**	**6,045**	**-22.2%**
営業収益対コスト比率	**69.2%**	**67.7%**	**+1.5 pt**	**63.4%**	**+5.8 pt**	**65.7%**	**66.5%**	**-0.8 pt**

BNP パリバの 2013 年度第 3 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、http://invest.bnpparibas.com の「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers）の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

2013 年度第 3 四半期　－　コア事業部門別業績

（単位：百万ユーロ）		リテールバンキング事業	インベストメント・ソリューションズ事業	コーポレートバンキング・投資銀行事業	事業部門合計	その他業務	グループ合計
営業収益		**5,950**	**1,543**	**2,033**	**9,526**	**-239**	**9,287**
	対前年同期比	-3.4%	+1.8%	-14.6%	-5.3%	-34.7%	-4.2%
	対前四半期比	-3.7%	-3.4%	-3.4%	-3.6%	n.s.	-6.4%
営業費用および減価償却費		-3,643	-1,073	-1,431	-6,147	-279	-6,426
	対前年同期比	-2.7%	-0.4%	-3.0%	-2.4%	+6.1%	-2.1%
	対前四半期比	-0.2%	+0.8%	+1.9%	+0.5%	+62.2%	+2.1%
営業総利益		**2,307**	**470**	**602**	**3,379**	**-518**	**2,861**
	対前年同期比	-4.5%	+7.1%	-33.5%	-10.1%	-17.6%	-8.6%
	対前四半期比	-8.7%	-12.0%	-13.9%	-10.1%	n.s.	-21.1%
リスク費用		-837	1	-62	-898	6	-892
	対前年同期比	+2.1%	-75.0%	-67.4%	-10.7%	-90.3%	-5.5%
	対前四半期比	-7.7%	n.s.	-69.9%	-20.3%	-66.7%	-19.6%
営業利益		**1,470**	**471**	**540**	**2,481**	**-512**	**1,969**
	対前年同期比	-7.9%	+6.3%	-24.5%	-9.9%	-9.7%	-10.0%
	対前四半期比	-9.2%	-9.4%	+9.5%	-5.7%	n.s.	-21.8%
関連会社損益		50	34	9	93	33	126
その他営業外項目		-1	1	3	3	10	13
税引前利益		**1,519**	**506**	**552**	**2,577**	**-469**	**2,108**
	対前年同期比	-9.2%	+1.6%	-23.7%	-10.9%	-20.1%	-8.6%
	対前四半期比	-14.8%	-10.3%	+11.1%	-9.4%	n.s.	-21.9%

（単位：百万ユーロ）		リテールバンキング事業	インベストメント・ソリューションズ事業	コーポレートバンキング・投資銀行事業	事業部門合計	その他業務	グループ合計
営業収益		**5,950**	**1,543**	**2,033**	**9,526**	**-239**	**9,287**
	前年同期	6,162	1,516	2,381	10,059	-366	9,693
	前四半期	6,176	1,598	2,104	9,878	39	9,917
営業費用および減価償却費		-3,643	-1,073	-1,431	-6,147	-279	-6,426
	前年同期	-3,746	-1,077	-1,476	-6,299	-263	-6,562
	前四半期	-3,650	-1,064	-1,405	-6,119	-172	-6,291
営業総利益		**2,307**	**470**	**602**	**3,379**	**-518**	**2,861**
	前年同期	2,416	439	905	3,760	-629	3,131
	前四半期	2,526	534	699	3,759	-133	3,626
リスク費用		-837	1	-62	-898	6	-892
	前年同期	-820	4	-190	-1,006	62	-944
	前四半期	-907	-14	-206	-1,127	18	-1,109
営業利益		**1,470**	**471**	**540**	**2,481**	**-512**	**1,969**
	前年同期	1,596	443	715	2,754	-567	2,187
	前四半期	1,619	520	493	2,632	-115	2,517
関連会社損益		50	34	9	93	33	126
	前年同期	47	41	15	103	-15	88
	前四半期	54	36	3	93	-22	71
その他営業外項目		-1	1	3	3	10	13
	前年同期	29	14	-7	36	-5	31
	前四半期	109	8	1	118	-6	112
税引前利益		**1,519**	**506**	**552**	**2,577**	**-469**	**2,108**
	前年同期	1,672	498	723	2,893	-587	2,306
	前四半期	1,782	564	497	2,843	-143	2,700
法人税							-609
少数株主帰属純利益							-141
株主帰属純利益							**1,358**

2013年度第3四半期累計期間（1-9月）－　コア事業部門別業績

（単位：百万ユーロ）		リテールバンキング事業	インベストメント・ソリューションズ事業	コーポレートバンキング・投資銀行事業	事業部門合計	その他業務	グループ合計
営業収益		**18,220**	**4,704**	**6,598**	**29,522**	**-263**	**29,259**
	対前年同期比	-0.8%	+2.2%	-14.7%	-3.8%	-74.2%	-1.4%
営業費用および減価償却費		-10,890	-3,191	-4,426	-18,507	-724	-19,231
	対前年同期比	-2.5%	-0.0%	-7.5%	-3.3%	+21.7%	-2.6%
営業総利益		**7,330**	**1,513**	**2,172**	**11,015**	**-987**	**10,028**
	対前年同期比	+1.9%	+7.2%	-26.3%	-4.6%	-38.8%	+0.9%
リスク費用		-2,639	-20	-348	-3,007	28	-2,979
	対前年同期比	+6.4%	+100.0%	+21.3%	+8.3%	-20.0%	+8.6%
営業利益		**4,691**	**1,493**	**1,824**	**8,008**	**-959**	**7,049**
	対前年同期比	-0.4%	+6.6%	-31.5%	-8.7%	-39.3%	-2.0%
関連会社損益		154	105	27	286	-54	232
その他営業外項目		112	13	4	129	13	142
税引前利益		**4,957**	**1,611**	**1,855**	**8,423**	**-1,000**	**7,423**
	対前年同期比	+1.2%	+6.8%	-31.1%	-7.4%	n.s.	-19.6%
法人税							-2,201
少数株主帰属純利益							-517
株主帰属純利益							**4,705**

連結四半期業績の推移

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
グループ							
営業収益	**9,287**	**9,917**	**10,055**	**9,395**	**9,693**	**10,098**	**9,886**
営業費用および減価償却費	-6,426	-6,291	-6,514	-6,801	-6,562	-6,335	-6,845
営業総利益	**2,861**	**3,626**	**3,541**	**2,594**	**3,131**	**3,763**	**3,041**
リスク費用	-892	-1,109	-978	-1,199	-944	-853	-945
営業利益	**1,969**	**2,517**	**2,563**	**1,395**	**2,187**	**2,910**	**2,096**
関連会社損益	126	71	35	128	88	119	154
その他営業外項目	13	112	17	-377	31	-42	1,690
税引前利益	**2,108**	**2,700**	**2,615**	**1,146**	**2,306**	**2,987**	**3,940**
法人税	-609	-771	-821	-481	-737	-915	-928
少数株主帰属純利益	-141	-166	-210	-146	-243	-222	-143
株主帰属純利益	**1,358**	**1,763**	**1,584**	**519**	**1,326**	**1,850**	**2,869**
営業収益対コスト比率	**69.2%**	**63.4%**	**64.8%**	**72.4%**	**67.7%**	**62.7%**	**69.2%**

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
リテールバンキング（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 100%を含む）*　PEL/CEL の影響を除く							
営業収益	**6,055**	**6,247**	**6,200**	**6,154**	**6,212**	**6,246**	**6,248**
営業費用および減価償却費	-3,701	-3,710	-3,653	-3,865	-3,801	-3,763	-3,772
営業総利益	**2,354**	**2,537**	**2,547**	**2,289**	**2,411**	**2,483**	**2,476**
リスク費用	-838	-908	-897	-1,024	-822	-832	-827
営業利益	**1,516**	**1,629**	**1,650**	**1,265**	**1,589**	**1,651**	**1,649**
営業外損益	50	163	54	103	76	51	60
税引前利益	**1,566**	**1,792**	**1,704**	**1,368**	**1,665**	**1,702**	**1,709**
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-56	-55	-57	-51	-48	-53	-56
リテールバンキング税引前利益	**1,510**	**1,737**	**1,647**	**1,317**	**1,617**	**1,649**	**1,653**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	33.0	33.2	33.1	33.7	33.7	33.7	34.0

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
リテールバンキング（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3 を含む）							
営業収益	**5,950**	**6,176**	**6,094**	**6,160**	**6,162**	**6,084**	**6,115**
営業費用および減価償却費	-3,643	-3,650	-3,597	-3,807	-3,746	-3,707	-3,718
営業総利益	**2,307**	**2,526**	**2,497**	**2,353**	**2,416**	**2,377**	**2,397**
リスク費用	-837	-907	-895	-1,025	-820	-833	-827
営業利益	**1,470**	**1,619**	**1,602**	**1,328**	**1,596**	**1,544**	**1,570**
営業外損益	49	163	54	102	76	51	60
税引前利益	**1,519**	**1,782**	**1,656**	**1,430**	**1,672**	**1,595**	**1,630**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	33.0	33.2	33.1	33.7	33.7	33.7	34.0

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
国内市場（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 100%を含む）*　PEL/CEL の影響を除く							
営業収益	**3,927**	**3,973**	**3,989**	**3,845**	**3,901**	**3,961**	**4,023**
営業費用および減価償却費	-2,521	-2,477	-2,433	-2,593	-2,532	-2,494	-2,468
営業総利益	**1,406**	**1,496**	**1,556**	**1,252**	**1,369**	**1,467**	**1,555**
リスク費用	-451	-465	-423	-470	-358	-381	-364
営業利益	**955**	**1,031**	**1,133**	**782**	**1,011**	**1,086**	**1,191**
関連会社損益	11	14	12	8	11	10	11
その他営業外項目	-1	-2	1	-5	1	0	3
税引前利益	**965**	**1,043**	**1,146**	**785**	**1,023**	**1,096**	**1,205**
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-56	-55	-57	-51	-48	-53	-56
国内市場税引前利益	**909**	**988**	**1,089**	**734**	**975**	**1,043**	**1,149**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	20.3	20.5	20.6	21.2	21.2	21.3	21.5

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
国内市場（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3 を含む）							
営業収益	**3,822**	**3,902**	**3,883**	**3,851**	**3,851**	**3,799**	**3,890**
営業費用および減価償却費	-2,463	-2,417	-2,377	-2,535	-2,477	-2,438	-2,414
営業総利益	**1,359**	**1,485**	**1,506**	**1,316**	**1,374**	**1,361**	**1,476**
リスク費用	-450	-464	-421	-471	-356	-382	-364
営業利益	**909**	**1,021**	**1,085**	**845**	**1,018**	**979**	**1,112**
関連会社損益	10	14	12	7	11	10	11
その他営業外項目	-1	-2	1	-5	1	0	3
税引前利益	**918**	**1,033**	**1,098**	**847**	**1,030**	**989**	**1,126**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	20.3	20.5	20.6	21.2	21.2	21.3	21.5

* *プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む。*

（単位：百万ユーロ）	**3Q13**	**2Q13**	**1Q13**	**4Q12**	**3Q12**	**2Q12**	**1Q12**
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む）*							
営業収益	**1,743**	**1,787**	**1,785**	**1,757**	**1,767**	**1,716**	**1,790**
うち受取利息純額	*1,044*	*1,087*	*1,085*	*1,065*	*1,063*	*1,020*	*1,071*
うち手数料	*699*	*700*	*700*	*692*	*704*	*696*	*719*
営業費用および減価償却費	-1,151	-1,087	-1,081	-1,170	-1,158	-1,108	-1,101
営業総利益	**592**	**700**	**704**	**587**	**609**	**608**	**689**
リスク費用	-90	-88	-80	-80	-66	-85	-84
営業利益	**502**	**612**	**624**	**507**	**543**	**523**	**605**
営業外損益	1	1	2	2	1	1	0
税引前利益	**503**	**613**	**626**	**509**	**544**	**524**	**605**
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-35	-32	-35	-29	-29	-30	-33
フランス国内リテールバンキング税引前利益	**468**	**581**	**591**	**480**	**515**	**494**	**572**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.4	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9

（単位：百万ユーロ）	**3Q13**	**2Q13**	**1Q13**	**4Q12**	**3Q12**	**2Q12**	**1Q12**
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む）*　PEL/CEL の影響を除く							
営業収益	**1,734**	**1,742**	**1,776**	**1,644**	**1,712**	**1,770**	**1,813**
うち受取利息純額	*1,035*	*1,042*	*1,076*	*952*	*1,008*	*1,074*	*1,094*
うち手数料	*699*	*700*	*700*	*692*	*704*	*696*	*719*
営業費用および減価償却費	-1,151	-1,087	-1,081	-1,170	-1,158	-1,108	-1,101
営業総利益	**583**	**655**	**695**	**474**	**554**	**662**	**712**
リスク費用	-90	-88	-80	-80	-66	-85	-84
営業利益	**493**	**567**	**615**	**394**	**488**	**577**	**628**
営業外損益	1	1	2	2	1	1	0
税引前利益	**494**	**568**	**617**	**396**	**489**	**578**	**628**
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-35	-32	-35	-29	-29	-30	-33
フランス国内リテールバンキング税引前利益	**459**	**536**	**582**	**367**	**460**	**548**	**595**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.4	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9

（単位：百万ユーロ）	**3Q13**	**2Q13**	**1Q13**	**4Q12**	**3Q12**	**2Q12**	**1Q12**
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの 2/3 を含む）							
営業収益	**1,680**	**1,725**	**1,721**	**1,700**	**1,709**	**1,658**	**1,730**
営業費用および減価償却費	-1,122	-1,057	-1,053	-1,141	-1,130	-1,079	-1,074
営業総利益	**558**	**668**	**668**	**559**	**579**	**579**	**656**
リスク費用	-90	-88	-79	-80	-65	-86	-84
営業利益	**468**	**580**	**589**	**479**	**514**	**493**	**572**
営業外損益	0	1	2	1	1	1	0
税引前利益	**468**	**581**	**591**	**480**	**515**	**494**	**572**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.4	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9

** プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む。*

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
BNL バンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む）*							
営業収益	**797**	**816**	**823**	**834**	**810**	**813**	**816**
営業費用および減価償却費	-432	-441	-438	-485	-440	-448	-445
営業総利益	**365**	**375**	**385**	**349**	**370**	**365**	**371**
リスク費用	-287	-295	-296	-283	-229	-230	-219
営業利益	**78**	**80**	**89**	**66**	**141**	**135**	**152**
営業外損益	0	0	0	1	0	0	0
税引前利益	**78**	**80**	**89**	**67**	**141**	**135**	**152**
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-5	-5	-5	-3	-3	-7	-5
BNL bc 税引前利益	**73**	**75**	**84**	**64**	**138**	**128**	**147**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.4

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
BNL バンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの 2/3 を含む）							
営業収益	**784**	**804**	**811**	**824**	**800**	**801**	**805**
営業費用および減価償却費	-424	-434	-431	-478	-433	-443	-439
営業総利益	**360**	**370**	**380**	**346**	**367**	**358**	**366**
リスク費用	-287	-295	-296	-283	-229	-230	-219
営業利益	**73**	**75**	**84**	**63**	**138**	**128**	**147**
営業外損益	0	0	0	1	0	0	0
税引前利益	**73**	**75**	**84**	**64**	**138**	**128**	**147**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.4

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む）*							
営業収益	**842**	**844**	**838**	**817**	**833**	**837**	**841**
営業費用および減価償却費	-611	-621	-598	-613	-612	-621	-604
営業総利益	**231**	**223**	**240**	**204**	**221**	**216**	**237**
リスク費用	-31	-43	-21	-51	-28	-41	-37
営業利益	**200**	**180**	**219**	**153**	**193**	**175**	**200**
関連会社損益	2	1	1	4	4	4	5
その他営業外項目	-1	-3	1	-5	1	2	3
税引前利益	**201**	**178**	**221**	**152**	**198**	**181**	**208**
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-14	-17	-16	-18	-15	-16	-17
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	**187**	**161**	**205**	**134**	**183**	**165**	**191**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの 2/3 を含む）							
営業収益	**807**	**804**	**802**	**780**	**798**	**801**	**804**
営業費用および減価償却費	-591	-599	-579	-593	-593	-601	-584
営業総利益	**216**	**205**	**223**	**187**	**205**	**200**	**220**
リスク費用	-30	-42	-20	-52	-27	-41	-37
営業利益	**186**	**163**	**203**	**135**	**178**	**159**	**183**
関連会社損益	2	1	1	4	4	4	5
その他営業外項目	-1	-3	1	-5	1	2	3
税引前利益	**187**	**161**	**205**	**134**	**183**	**165**	**191**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6

** プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む。*

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
パーソナル・ファイナンス							
営業収益	**1,166**	**1,235**	**1,178**	**1,267**	**1,240**	**1,244**	**1,231**
営業費用および減価償却費	-518	-557	-547	-571	-589	-595	-645
営業総利益	**648**	**678**	**631**	**696**	**651**	**649**	**586**
リスク費用	-339	-378	-377	-432	-364	-374	-327
営業利益	**309**	**300**	**254**	**264**	**287**	**275**	**259**
関連会社損益	14	12	17	18	21	24	24
その他営業外項目	-1	0	1	67	24	4	0
税引前利益	**322**	**312**	**272**	**349**	**332**	**303**	**283**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.9	4.8	4.8	5.0	5.0	5.0	5.1

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
欧州・地中海沿岸諸国							
営業収益	**406**	**482**	**474**	**481**	**454**	**448**	**413**
営業費用および減価償却費	-313	-330	-327	-345	-323	-333	-318
営業総利益	**93**	**152**	**147**	**136**	**131**	**115**	**95**
リスク費用	-48	-53	-71	-89	-66	-45	-90
営業利益	**45**	**99**	**76**	**47**	**65**	**70**	**5**
関連会社損益	26	28	21	17	15	13	20
その他営業外項目	0	110	-1	1	1	-1	1
税引前利益	**71**	**237**	**96**	**65**	**81**	**82**	**26**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.6	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
バンクウェスト							
営業収益	**556**	**557**	**559**	**561**	**617**	**593**	**581**
営業費用および減価償却費	-349	-346	-346	-356	-357	-341	-341
営業総利益	**207**	**211**	**213**	**205**	**260**	**252**	**240**
リスク費用	0	-12	-26	-33	-34	-32	-46
営業利益	**207**	**199**	**187**	**172**	**226**	**220**	**194**
営業外損益	1	1	3	-3	3	1	1
税引前利益	**208**	**200**	**190**	**169**	**229**	**221**	**195**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
インベストメント・ソリューションズ							
営業収益	**1,543**	**1,598**	**1,563**	**1,601**	**1,516**	**1,566**	**1,521**
営業費用および減価償却費	-1,073	-1,064	-1,054	-1,136	-1,077	-1,069	-1,046
営業総利益	**470**	**534**	**509**	**465**	**439**	**497**	**475**
リスク費用	1	-14	-7	64	4	-3	-11
営業利益	**471**	**520**	**502**	**529**	**443**	**494**	**464**
関連会社損益	34	36	35	51	41	35	9
その他営業外項目	1	8	4	1	14	1	7
税引前利益	**506**	**564**	**541**	**581**	**498**	**530**	**480**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.3	8.3	8.3	8.1	8.0	7.9	7.9

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
富裕層向け資産運用							
営業収益	**671**	**702**	**702**	**738**	**682**	**710**	**706**
営業費用および減価償却費	-520	-514	-509	-561	-523	-529	-522
営業総利益	**151**	**188**	**193**	**177**	**159**	**181**	**184**
リスク費用	0	-14	-3	54	3	1	-6
営業利益	**151**	**174**	**190**	**231**	**162**	**182**	**178**
関連会社損益	6	8	7	7	6	12	7
その他営業外項目	1	6	0	0	10	1	5
税引前利益	**158**	**188**	**197**	**238**	**178**	**195**	**190**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
保険							
営業収益	**517**	**510**	**538**	**525**	**495**	**475**	**475**
営業費用および減価償却費	-257	-255	-257	-274	-253	-241	-234
営業総利益	**260**	**255**	**281**	**251**	**242**	**234**	**241**
リスク費用	1	0	-4	2	1	-4	-5
営業利益	**261**	**255**	**277**	**253**	**243**	**230**	**236**
関連会社損益	28	29	28	41	35	23	1
その他営業外項目	0	2	4	0	-2	1	1
税引前利益	**289**	**286**	**309**	**294**	**276**	**254**	**238**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.0	6.0	6.0	5.7	5.6	5.6	5.5

（単位：百万ユーロ）	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
証券管理							
営業収益	**355**	**386**	**323**	**338**	**339**	**381**	**340**
営業費用および減価償却費	-296	-295	-288	-301	-301	-299	-290
営業総利益	**59**	**91**	**35**	**37**	**38**	**82**	**50**
リスク費用	0	0	0	8	0	0	0
営業利益	**59**	**91**	**35**	**45**	**38**	**82**	**50**
営業外損益	0	-1	0	4	6	-1	2
税引前利益	**59**	**90**	**35**	**49**	**44**	**81**	**52**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5

（単位：百万ユーロ）	**3Q13**	**2Q13**	**1Q13**	**4Q12**	**3Q12**	**2Q12**	**1Q12**
コーポレートバンキング・投資銀行							
営業収益	**2,033**	**2,104**	**2,461**	**1,983**	**2,381**	**2,230**	**3,121**
営業費用および減価償却費	-1,431	-1,405	-1,590	-1,525	-1,476	-1,407	-1,901
営業総利益	**602**	**699**	**871**	**458**	**905**	**823**	**1,220**
リスク費用	-62	-206	-80	-206	-190	-19	-78
営業利益	**540**	**493**	**791**	**252**	**715**	**804**	**1,142**
関連会社損益	9	3	15	4	15	6	14
その他営業外項目	3	1	0	1	-7	1	2
税引前利益	**552**	**497**	**806**	**257**	**723**	**811**	**1,158**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	14.8	14.8	14.6	16.3	16.7	17.2	18.1

（単位：百万ユーロ）	**3Q13**	**2Q13**	**1Q13**	**4Q12**	**3Q12**	**2Q12**	**1Q12**
アドバイザリーおよびキャピタル・マーケッツ							
営業収益	**1,264**	**1,257**	**1,682**	**1,150**	**1,576**	**1,207**	**2,249**
営業費用および減価償却費	-1,032	-946	-1,179	-1,083	-1,068	-962	-1,474
営業総利益	**232**	**311**	**503**	**67**	**508**	**245**	**775**
リスク費用	15	-83	-14	13	-17	-94	37
営業利益	**247**	**228**	**489**	**80**	**491**	**151**	**812**
関連会社損益	3	-2	9	-1	2	2	9
その他営業外項目	3	1	0	-2	-7	1	2
税引前利益	**253**	**227**	**498**	**77**	**486**	**154**	**823**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.3	7.3	7.0	7.9	8.1	8.3	8.8

（単位：百万ユーロ）	**3Q13**	**2Q13**	**1Q13**	**4Q12**	**3Q12**	**2Q12**	**1Q12**
コーポレートバンキング							
営業収益	**769**	**847**	**779**	**833**	**805**	**1,023**	**872**
営業費用および減価償却費	-399	-459	-411	-442	-408	-445	-427
営業総利益	**370**	**388**	**368**	**391**	**397**	**578**	**445**
リスク費用	-77	-123	-66	-219	-173	75	-115
営業利益	**293**	**265**	**302**	**172**	**224**	**653**	**330**
営業外損益	6	5	6	8	13	4	5
税引前利益	**299**	**270**	**308**	**180**	**237**	**657**	**335**
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.5	7.6	7.6	8.4	8.6	8.9	9.3

（単位：百万ユーロ）	**3Q13**	**2Q13**	**1Q13**	**4Q12**	**3Q12**	**2Q12**	**1Q12**
コーポレート・センター（クレピエールを含む）							
営業収益	**-239**	**39**	**-63**	**-349**	**-366**	**218**	**-871**
営業費用および減価償却費	-279	-172	-273	-333	-263	-152	-180
うち事業再編費用	*-145*	*-74*	*-155*	*-174*	*-66*	*-104*	*-65*
営業総利益	**-518**	**-133**	**-336**	**-682**	**-629**	**66**	**-1,051**
リスク費用	6	18	4	-32	62	2	-29
営業利益	**-512**	**-115**	**-332**	**-714**	**-567**	**68**	**-1,080**
関連会社損益	33	-22	-65	31	-15	31	76
その他営業外項目	10	-6	9	-439	-5	-48	1,676
税引前利益	**-469**	**-143**	**-388**	**-1,122**	**-587**	**51**	**672**

連結貸借対照表 － 2013 年 9 月 30 日現在

（単位：百万ユーロ）	2013 年 9 月 30 日	2012 年 12 月 31 日[1]
資産の部		
現金および中央銀行預け金	66,257	103,190
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-
トレーディング金融資産	172,817	143,465
貸出金およびレポ取引	168,290	146,899
純損益を通じて公正価値で測定する商品	65,703	62,800
デリバティブ金融商品	320,460	410,635
ヘッジ目的デリバティブ	9,807	14,267
売却可能金融資産	200,218	192,506
金融機関貸出金および債権	72,465	40,406
顧客貸出金および債権	610,987	630,520
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整額	3,932	5,836
満期保有目的金融資産	9,856	10,284
当期および繰延税金資産	8,675	8,732
未収収益およびその他の資産	108,821	99,207
保険契約者余剰金	-	-
関連会社に対する投資	6,762	7,031
投資不動産	710	927
有形固定資産	17,072	17,319
無形固定資産	2,510	2,585
のれん	10,278	10,591
資産合計	**1,855,621**	**1,907,200**
負債の部		
中央銀行預金	2,210	1,532
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
トレーディング金融負債	76,055	52,432
借入金およびレポ取引	227,049	203,063
純損益を通じて公正価値で測定する商品	44,116	43,530
デリバティブ金融商品	314,720	404,598
ヘッジ目的デリバティブ	13,980	17,286
金融機関預金	84,042	111,735
顧客預金	552,547	539,513
負債証券	173,137	173,198
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整額	1,002	2,067
当期および繰延税金負債	2,680	2,943
未払費用およびその他の負債	93,803	86,691
保険会社の責任準備金	152,035	147,992
偶発債務引当金	11,135	11,380
劣後債	12,499	15,223
負債合計	**1,761,009**	**1,813,183**
純資産の部		
資本金、払込剰余金、および利益剰余金	*79,875*	*75,654*
株主帰属当期純利益	*4,705*	*6,564*
資本金、利益剰余金、および株主帰属当期純利益合計	84,580	82,218
資本に直接認識される資産および負債の変動	2,064	3,226
株主資本合計	**86,644**	**85,444**
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益	7,695	8,161
資本に直接認識される資産および負債の変動	272	412
少数株主持分合計	**7,967**	**8,573**
純資産合計	**94,612**	**94,017**
負債純資産合計	**1,855,621**	**1,907,200**

(1) 改訂 IAS 第 19 号に基づき修正再表示済み。

2013年11月13日、ブリュッセル／パリ発

ベルギー政府とBNPパリバの共同プレスリリース

ベルギー政府とBNPパリバは、ベルギー政府が保有するBNPパリバ・フォルティスの25%の持分を32.5億ユーロでBNPパリバに譲渡することにつき合意に達したことを発表します。

この持分は、2008-2009年にフォルティス・バンク・ベルギー（現BNPパリバ・フォルティス）の財政状態が悪化する中で、ベルギー政府がフォルティス・バンク・ベルギーの株式の25%を（SFPIを通じて）保有し、残りの株式をBNPパリバが保有することとなった取引に端を発するものです。本年5月にロイヤル・パーク・インベストメントのストラクチャード・クレジットのポートフォリオの売却に成功したことに続き、今回の取引は、ベルギー政府によるフォルティス・バンク・ベルギーへの出資の処分が新たな局面に入ったことを示すものです。

2013年3月25日に発表されたBNPパリバ・フォルティスの戦略計画である「未来のための銀行」は引き続き実施され、BNPパリバ・フォルティスの企業統治は、2020年まで取締役会に適切な人数のベルギー人独立取締役が入ることおよびベルギーに専門の拠点を置くこと等、今後もベルギーの会社としての属性を反映する予定です。

ベルギー政府は、本取引の実行により、約9億ユーロの売却益を実現する予定です。

本取引によるBNPパリバ・グループの「バーゼル3普通株式等ティア1」比率に対する悪影響は50ベーシス・ポイント程度であると見込まれており、本取引は2013年の1株当たり純利益の見通しを約3%増加させる見込みです。

閣議の最後に、エリオ・ディルポ首相およびコエン・ジーン財務大臣は、次のように表明しました。「ベルギー政府が当初出資した際に掲げた目的は十分に達成された。BNPパリバ・フォルティスは、困難な環境にもかかわらず、約束を実行した。したがって、ベルギー政府がBNPパリバ・フォルティスから手を引く時期が到来した。我々は、同行がベルギー経済における役割を維持することができるものと確信している。32.5億ユーロの売却手取金は、ベルギー政府の公的債務に関する目標を達成することに貢献するものである。さらに、ベルギー政府は、2つのグループ全体のデータセンターを設置するためのBNPパリバによるベルギーにおける巨額の投資を歓迎する。」

BNPパリバの最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェは、次のように表明しました。「ベルギー政府との協力関係は、BNPパリバ・フォルティスの従業員および顧客にとって最良の環境のもとで統合を実現していくのに必要な安定をもたらしたのであり、この協調関係について、引き続き当社の大株主の一人でもあるベルギー政府に感謝している。当社は、引き続き統合段階において有していたものと同様の指針に従い、BNPパリバ・フォルティスを労務問題および経済への貢献の両面について発展させていくつもりである。」

BNPパリバ・フォルティスの取締役会会長であるエルマン・デムスは、次のように表明しました。「BNPパリバとの統合は、当行のすべての利害関係者にとって有益であった。当行の株主であるBNPパリバは、当行の顧客へのサービス戦略を全面的に支援し、今回の取引は、我々が顧客およびベルギー経済のために尽くす意思にいかなる影響も与えないものである。当行の顧客および従業員に、それぞれの貢献について御礼を申し上げたい。」

報道担当者

カリーヌ・ラウル	+33 1 42 98 13 36	carine.lauru@bnpparibas.com
イサベル・ウォルフ	+33 1 57 43 89 26	isabelle.wolff@bnpparibas.com
パスカル・エニス	+33 1 40 14 65 14	pascal.henisse@bnpparibas.com

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

１．事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第５款第１章(Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er）により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、国内市場部門、海外リテール・バンキング（IRB）事業およびパーソナル・ファイナンス（PF）からなる。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス（フランス国内のリテール・バンキング）、イタリア（BNL バンカ・コメルシアーレ）、ベルギー（ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス・ブランドで事業を行っているベルギー国内のリテール･バンキング)およびルクセンブルク(BGL ビー・エヌ・ピー・パリバ･ブランドで事業を行っているルクセンブルク国内のリテール・バンキング）からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワーク、ならびに３つの専門業務、すなわちアルバル（マルチブランドの包括的サービスの車両リース）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション（設備融資から車両管理サービスまでのリースおよびレンタル・ソリューション）ならびにビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および専門仲介業）からなる。さらに、富裕層向け資産管理業務部門は、国内市場におけるプライベート・バンキング・モデルを展開している。キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のコーポレート・バンキング・ユニットと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

国内市場部門は、預金およびオフバランスシート貯蓄の大規模な基盤を提供し、リテール顧客および法人顧客の両方をサポートし、国内経済の資金の供給源となり、先進的なリテール・バンキング事業を構築することにより、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって戦略的役割を果たしている。５つの横断的部門（事業開発部門、IT 部門、業務部門、人事部門およびコミュニケーションズ部門）は、それぞれの専門知識を事業部門に提供している。

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合することで、一般投資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な付加価値の高い商品およびサービスを世界中に提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、極めて相補的な専門知識を有する以下の５つの事業部門により構成されている。

・保険事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ
・証券管理事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ
・プライベート・バンキング：ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
・資産運用事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
・不動産事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイス、英国およびドイツを含むヨーロッパにおいて事業を展開し、主導的な地位を有している。インベストメント・ソリューションズ事業は、また、アジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合弁事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）は、コーポレート・バンキング業務、アドバイザリー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客に提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、事業会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、当該事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築および維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザリーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。欧州において強固な基盤を有し、アジアおよび北米での事業の拡大を企図するビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業は、世界中の事業会社および金融機関にとって最高の欧州所在のビジネス・パートナーである。

２．主要な経営指標等の推移

（１）ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

（単位：百万ユーロ）

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業収益	39,072	42,384	43,880	40,191	27,376

（単位：百万ユーロ）

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業総利益	12,529	16,268	17,363	16,851	8,976

（単位：百万ユーロ）

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ）	6,564	6,050	7,843	5,832	3,021

（単位：％）

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
株主資本利益率(注１)	8.9	8.8	12.3	10.8	6.6

（単位：十億ユーロ）

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
時価総額 (12月31日現在)	53.4	36.7	57.1	66.2	27.6

出典：ブルームバーグ

（注１） 株主資本利益率は、純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ）（ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。）を、関連期間の１月１日および12月31日の平均株主資本（配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。）で除して算出される。

（単位：ユーロ）

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
１株当たり純利益 (注１)(注５)	5.16	4.82	6.33	5.20	2.99
１株当たり純資産 (注２)(注５)	60.80	58.25	55.48	50.93	47.31
１株当たり配当金純額 (注５)	1.50	1.20	2.10	1.50	0.97
配当率(%) (注３)	29.7	25.1	33.4	32.3	33.0
株価					
最高値(注４)(注５)	44.83	59.93	60.38	58.58	73.29
最低値(注４)(注５)	24.54	22.72	40.81	20.08	27.70
年度末(注５)	42.61	30.35	47.61	55.90	29.40
CAC 40インデックス (12月31日現在)	3,641.07	3,159.81	3,804.78	3,936.33	3,217.97

（注１） 期中発行済平均株式数に基づく。

（注２） 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。
（注３） １株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。
（注４） 取引中に記録された数値を示している。
（注５） 上記のデータは、2009年９月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている（調整係数＝0.971895）。

2013 年４月 18 日に公表された 2012 年度四半期業績の再表示により、上記の表は、以下のとおり修正された。

－１株当たり純利益（2012 年度）：5.17 ユーロ

－１株当たり純資産（2012 年度）：60.50 ユーロ

最近中間連結会計期間の業績等

（単位：百万ユーロ）

活動	2013年 ６月30日
資産合計	1,861,338
顧客預金	554,198
顧客貸出金および債権	623,587
株主資本合計(注１)	86,136
ティア１およびティア２資本比率	15.2%
ティア１資本比率	13.6%

（注１）利益処分前。

（単位：百万ユーロ）

利益	2013年度 上半期
営業収益	19,972
営業総利益	7,167
営業利益	5,080
税引前当期純利益	5,315
純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ）	3,347

（2）ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
年度末資本金					
資本金（ユーロ）	2,484,523,922	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528	1,824,192,214
発行済株式数	1,242,261,961	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764	912,096,107
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
年度業績（百万ユーロ）					
収益合計（付加価値税を除く。）	30,015	31,033	28,426	33,104	48,642
税金、減価償却費および減損控除前利益	6,349	7,366	7,193	7,581	3,400
法人税費用	(1,273)	300	(118)	(540)	1,201
税金、減価償却費および減損控除後利益	5,812	3,466	3,465	4,009	715
総配当支払額	1,863	1,449	2,518	1,778	912
１株当たり利益					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	4.09	6.35	5.90	5.94	5.04
税金、減価償却費および減損控除後利益	4.68	2.87	2.89	3.38	0.78
１株当たり配当金	1.50	1.20	2.10	1.50	1.00
人件費					
年度末被雇用者数	48,896	49,784	49,671	46,801	47,443
給与合計（百万ユーロ）	3,915	3,829	3,977	3,812	3,112
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,488	1,212	1,141	1,750	1,053